

第五十五回国会
衆議院
内閣
委員會議
録
第十七号

(三五二)

昭和四十二年六月九日(金曜日)

午前十時二十三分開議

専門員 茨木 純一君

出席委員

委員長 關谷 勝利君

理事 伊能繁次郎君

理事 八田 貞義君

理事 大出 俊君

理事 受田 新吉君

荒船清十郎君

佐藤 文生君

菅波 茂君

橋口 隆君

藤波 孝生君

武部 文君

山本弥之助君

吉田 之久君

鈴木 康雄君

出席國務大臣

法務大臣 田中伊三次君

大藏大臣 水田三喜男君

出席政府委員

法務大臣官房司 川島 一郎君

法務省矯正局長 勝尾 謙三君

法務省入国管理 局長 中川 進君

大藏政務次官 小沢 辰男君

大藏大臣官房長 龜徳 正之君

大藏省銀行局長 澄田 智君

大藏省国際金融 局長 柏木 雄介君

委員外の出席者

大藏大臣官房財 務調査官 細見 卓君

大藏大臣官房財 務調査官 志場喜徳郎君

第二類第一号

内閣委員會議録第十七号 昭和四十二年六月九日

六月九日

委員赤城宗徳君、井村重雄君、稻葉修君及び吉田之久君辭任につき、その補欠として菅波茂君、三ツ林弥太郎君、広川シズエ君及び塚本三郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員菅波茂君、広川シズエ君、三ツ林弥太郎君及び塚本三郎君辭任につき、その補欠として赤城宗徳君、稻葉修君、井村重雄君及び吉田之久君が議長の指名で委員に選任された。

本日の會議に付した案件

法務省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四号)

大藏省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一五号)

○關谷委員長 これより會議を開きます。

法務省設置法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、これを許します。大出俊君。

○大出委員 法務省はきよう緊急上程をするというお話で、おまけに本會議までに大藏省はあげろ、こういうことだそうでございます。あげないやうに質問することは簡単なんです、したがって、できるだけ簡単に御質問申し上げたいと思うわけでございます。

まず最初に、帰国協定の問題が、だいたいいろいろなこと陳情が私どものところへも年じゅうお見えになっております。そもそも、これができたいきさつもございしますし、その真意のほどを少し伺いたいです。

中川入管理局長が中心におなりになって、とにかく外務省と打ち合わせをされて、協定打ち切り後に北朝鮮の配船を認めるという趣旨の新聞発表等が出ていますのですけれども、どうもわからない点だらけなんです。どういふ趣旨なのか、新聞発表だけでなくて、少し詳しく御説明をいただきたい。

○中川(進)政府委員 ただいま新聞によりまして、私が北鮮から万一配船があった場合にはこれを認めるという趣旨を述べたというふうに御質問でございますが、これは何らかの誤りだろうと存じます。御承知のように、北鮮帰還協定は本年の十一月十二日をもって一応打ち切りられるわけでございしますが、その後どういふ事態が生じるかということは、まだいまだ仮定の段階でございまして、その時分に、たとえば十一月十二日現在におきまして、北鮮帰還を希望する人々が何人おられるか、そのときにおける日本と北鮮間の配船の状況はどうであるか、あるいはその船に具体的には何人くらい乗れるであろうかというような、種々の状況を勘案しました上で、その場合に善処すればよい、こういうふうに考えておる次第でございます。

○大出委員 最近、よく新聞が違つておる、こういうお話が出るのですが、ここに明確に書いてあるのです。讀賣新聞なんです、そう間違つてないと思ひます。六月六日火曜日の讀賣の二面ですが、「北朝鮮の配船認める」帰還協定打ち切り後「政府方針」と、こういう見出しです。中を讀んでみると、もちろんこれは十一月十二日の協定打ち切り、これは政府の方針としては明らかになつておるわけですが、このあとに、「北朝鮮側が帰国希望者のため船を出すなら、入港を認める」これが一つ。それから二番目の「協定による申請期限の八月十二日までに帰国を申請した分で、

帰国できない者はとくに明年三月末まで協定を暫定延長し帰国させる、」こうなんです。こういう書き方だと、わからぬのです。つまり十一月の十二日に打ち切る。したがって、その三月月前、八月十二日までに申し出があつたもの、これは翌年の三月になつても責任を持つて協定の継続ができる処理をする。ところで、打ち切り後の場合に、配船があれば入港を認めるというのですから、そうするとこれは、それからいくと、別個なケースに受け取れるわけですね。このあたりがどうもさっぱりわからないわけなんです、そのところをもう一ぺん言つて下さい。

○中川(進)政府委員 ただいま申し上げましたごとく、私も似たしましては、北朝鮮へ帰国を希望される方は、極力この十一月十二日までに歸つていただきたい、そういう趣旨で、とにかく十一月十二日をもちまして一応この協定を打ち切ることになつておるわけでございます。しかしながら、十一月十二日を過ぎて、實際まだ北朝鮮へ歸りたいという人が出てきた場合、ましてや、ただいま御質問のごとく、その場合に北朝鮮のほうから日本へ船を持つてくるというお話が万一起りました場合に、どうするかということに關しましては、まだ何ら私どもは決定という段階には達しておらないのでございます。

○大出委員 これによりますと、くだいようだけれども、ということとは、ここに出たものだから、世の中の方々はこれを読んでおるわけでしょう。そうすると、どうもいままでおめてきていた、まだもめるわけだが、これが頭に半分入つていたわけだ。そうすると、話してみても話がかみ合わない。したがって、もう一ぺん念を押すんですが、この記事によりますと、「八月十二日までに帰国を申請した分で、帰国できない者はとくに明年三月末まで協定を暫定延長し帰国させる、」という方

針を固めた。この方針は五日、木村官房副長官と中川法務省入管局長が打ち合わせ内定したもので、さらに政府内閣の意見を調整し、閣議で正式決定する。こうなっているわけですね。そうしますと、内定をしているわけですね。新聞によればです。あなたはそのままでいい、こう言うんだけれども、木村副長官とあなたの間で相談をして、外務省も入っているかもしれないけれども、内定をした。内定した中の一つがいま申し上げた件なんです。配船があれば認めて帰そうということなんです。それから、二番目が、暫定延長を含む三月末までのやつですね。そうするとこれは、いまの御答弁でいくと、事務的に残っているのは政府部の意見調整、閣議決定、これが残っているわけなんです。そうすると、こういうことがあるからいまはそこまでするかお答えにならないのか、それとも本来何もきめてないのか、そのところはどうか。

○中川(進)政府委員 新聞の記事の出所でございますが、これはどこからどういふ情報に基づいて書かれたものか、私も推測もできませんが、真相に關します限りは、ただいま御質問の一番最後の点、すなわち、政府、少なくとも私も事務レベルにおきましては、十一月十二日以後に万一北朝鮮からの配船という事態に遭遇した場合に、どういふ処置をとるかということに關しましては、何ら決定を見ていないというのが真相と了解しております。

○大出委員 もう一つ承りたいのだが、しからは木村副長官とあなたは話をしたのですか。

○中川(進)政府委員 この日、実は木村副長官がNETのテレビインタビューに出られるというので、御質問がございましたから、北朝鮮帰還協定の現状についてお答え申し上げた経緯はございます。

○大出委員 大臣に承りたいのですが、そうすると、いまの件では全く相談もしてないし、もちろんきまってもいない、こう受け取っていいのですか。

○田中(英)大臣 政府の態度でございますが、こ

れは十一月十二日の最終から三カ月前の八月十二日まで、帰りたいと思う人々は全部申し出をしていただく。申し出をしていただきました人々については、全力を尽くして三カ月前の十一月十二日まで帰還させるのだ。残らず帰還をさせ、さしてみせるというたてまえでございます。たてまえでございまして、実際は相当の数のほろものと考えられますので、お互いのやることでありますから、三月の間に全部を帰し切れなくて、残るものかわかりませんが、あるいは残らぬものかわかりませんが、残るものが残ることがあり得る。残り残ったものをどうするかというところは、ありのままに申ししますと、考えねばならぬことだと思ひます。しかし、そのことはたゞいまは考えない。これは三月の間に帰してみせる、帰し切るように努力をするというたてまえが政府のたてまえでございますから、残ったときはどうしようかということとは、ただいまの段階において考えてない、これが真相でございます。

それから、私のところの中川君がどんな返事をしたとか、副長官がどういふことを言ったとかいうことは、これは副長官、それから私のところの局長級のところでもののきまる筋のものではない。これは閣議で腹をきまして、こういう方針にしたいからこうしろということをおろす筋のものであらうと思ひます。その肝心の閣議において、そういうところまで現在一つも言及しておらぬわけでございますから、この話は何らかの行き違ひではないか、こう考えます。私も新聞を読んで、妙なことが書いてあるなと思ひたくらいでございます。そういうことは政府の方針としてきめておられるわけではございません。

○大出委員 ということになる、どうも政府の腹の中がわかるような気がするのですが、八月の十二日まで申し出なさい、十一月十二日まで切れますよ、責任持つて帰しますよと言っているたてまえのところに、入管局長と副長官の間で、何か知らぬけれども、どうもそこから先の話が出てくると、このたてまえがこわれるので、これはたい

へんだということになる筋合いですね。だから、よしんば話があったにしても、ちょっと政府の立場としてはそういうわけにいかない。このあたりに問題の焦点があるように私は思ひます。ニュースソースがどこからかなどという失礼なこととは、私は記者諸君に聞いていない。いないけれども、電話で話があったかどうか知りませんが、話をしたことがあると局長はおっしゃる。テレビにインタビューで出るのだから、テレビでは何か言ったのでしょ。入管局長がこういふ言つたのだということを書いたわけですよ。そうすると、新聞だってこれを書くわけですよ。そうだとすれば、これは私は非常に不意な取り扱ひだというふうに思ひます。

そこで、政府の真意を聞きたいのですが、いままで八万七千人お帰りになつたのだと私は思ひます。ありますが、さて帰国協定ができたのは何年何月ですか。

○中川(進)政府委員 三十四年の十一月十三日でございます。

○大出委員 これは藤山さんが外務大臣のときなんですがね。ところが、これがどういふわけでございますか。こまごまいったかという経緯について、御存じだったら……。

○中川(進)政府委員 経緯と申されますと、要するに北朝鮮に向かつて帰りたいという、戦前から日本におられた朝鮮出身の方々がたくさんおられまして、そして御承知のように、日本と北朝鮮との間には国交もございせんから、具体的にどうやってこれを帰すかということに關しまして、なかなか名案が浮かばなかつたのであります。おそらく先生のほうがよく御承知と思ひますけれども、結局日本と北朝鮮の両赤十字がインドのカルカッタで会いまして、この協定ができた上から次第でございます。

○大出委員 これは川崎におられた朝鮮籍の方々が、どうしても帰りたいということで、名前を申し上げてもしかなかったが、北朝鮮の金日成首相に手紙を出したわけですよ。その回答

に、喜んで受け入れたい、お帰りください、必要ならば船でも何でも回します、こういう実は非常な中身の回答が来たわけですよ。そこで朝鮮の諸君が一丸となって大きな運動を起したわけですよ。その大きな運動が、日本の赤十字社を通じて朝鮮民主主義人民共和国の赤十字社に対してやりとりが行なわれるようになって、いまおっしゃった会議になったのです。ところが、これはそのあとには国際赤十字委員会が仲立ちをしたわけですよ。したがって、国際赤十字委員会が立ち会ひのもとに北朝鮮の民主主義人民共和国の赤十字社と日本の赤十字社の間で調印をするという運びになったわけですよ。ところが、この間に政府の態度が明らかにならなければこの協定が事実上成立しない。そこで、時の外務大臣の藤山さんが閣議にはかつて、これは当時相当苦勞されているわけですよ。そして了解を求めた結果として成り立つたわけですよ。だから、この調印には政府は出席をしていないのです。いいですか。そうすると、確かに時の外務大臣がそういう御努力はされたけれども、事の発端は政府の意思でこうなつたのじゃないのです。国際赤十字委員会ですね。そうすると、そういう長い経緯があり、朝鮮公民の諸君の非常に大きな努力があり、あわせて日本人各方面の方々のこれまた大きな努力があり、でき上がった協定なんです。それをどういふ理由で——ここが私は聞きたいと思ひますが、ぼかすと政府のほうで打ち切りますよということをおきめになったのか、ここがわからない。そのところを法務大臣、どうお考えですか。

○田中(英)大臣 これは、御承知のとおり、八年間の帰還協定の実施をいたしましたわけ、八年間の間に、最初は一年間というのを、延ばし延ばして七回延長するに至りました。いま先生仰せのごとき事情があるものですから、その事情にかんがみて延ばし延ばし、延ばすこと七回、そうして昨年の最後の閣議決定の際は、もう延ばさないのだ、これっきりだということを開議できまして、きめましたことを天下に公表して、もう延ば

しませんよということをかたく、くどく声明をいたしました。七回目の延長をいたしましたのがこの十一月十二日ということになっておりま
す。そういう事情でございますから、長年の閣朝鮮の諸君と日本との浅からぬ縁もあり、また、いま先生仰せのごとき両赤十字社の協定委員会の御努力もあり、各般の御苦心によってきたこととありますから、一年の約束のものがついに八年間延びておる、その間八万数千人の人々が帰還することができた。しかし、いつまでもこのままに置いておくことはできないから、もう一年限りですぞということをくどく声明をいたしました。そうして今年に及んでおるわけで、突然というおことばでございますが、突然じゃないのです。八年間かかって、帰る意思のある人は、以前からその心のある人は大体において帰っておる。最近において帰る意思の生じた人々についても放任しておくことはできませんので、この八月十二日までにお申し出を許可したい。だから、帰る意思のある人はとやかく言わないで、とにかく日本政府の言いますように、八月十二日までにほとんど申し込みをしていただく。驚くべき数にのぼるものかと思いますが、どのような数にのぼりましたも、これを十一月十二日までに必ず帰してみせる。しかし配船の都合——こちらが配船をするわけではございせんから、帰してみせるというわけでも、あとに積み残すということがないとはいえない。あるかないかはわからない。想像はしておりませんが、しかし幾らか残ることがないとはいえない。そのときには、残りまたは積み残りのものについては、何とか考えなければならぬまいということは——これは考えませんと情は尽くせぬわけです。しかし、そのことはただいま言及できない、こういう事情でございます。

と云われまされども、それなりに整理をしながら帰りましようということになる。とすると、帰るという者はまとめてみな帰ってしまえ、こういうことがはたして妥当かどうか。だから、そうだとすればそれなりに、いみじくも新聞がこういう発表をしているのだが、これは皆さんの意思かどうかからぬけれども、何かそこにもう一つなければならぬ。なければ、あまり無理をしないことになりやせぬかという気が私はするわけですが、したがって、足かけ八年にもなるのだから、このあたりで一括帰りたい者はみな帰ってしまえ、こういうわけには私はいかぬと思ふ。そこらのところはどうか考えますか。

と云うことで、私も事情は相当詳しく知っているのです。第六次帰国船が新潟から清津に帰るにあたりまして、帰った方々は一体どんなことになっているんだらうかという疑問が私どもにわいた。そこで私、当時、今日の総評本部の副議長の時代表で、私は代表団長で朝鮮に参りまして、清津の港で第六次帰国船が帰ってくるのを、これは日本人は初めてですが、迎えてみた。それまでに半月ばかりまして、帰った方々がどうなっているか、それから、受け入れのやり方を調査した。それから、朝鮮のしかるべき方々に会っていろいろ話を聞いた。杉の木を五十本持つていって記念に植えるということまでやってきたのです。非常に至れり尽くせり、清津の港にりっぱなうちをつくって、これは火をつけて燃すかまですすけ上るまきを全部入れて、火をつければすぐでき上がるようにして、中に米まで入れて用意して、そして待つていた。たくさんの方々が歓迎の踊りをやる準備を全部整えて、降りた方々をまず収容するところ、そこで分けて入れる宿舎、さて食べるもの、こういうふうになつてゐる。そこで、さて今度は、職業は何をやるかということについての相談というところで、行く場所がきまつてゐる。それから同じような受け入れ体制が全部ある。これはたいへんなことなんですね。そんなに少なくもない人間をいかに帰しますかといつて、三ヶ月かそこらでがしやんと帰したら、これだけの準備をするのだから、受け入れようがない。やっぱり年々帰っていく方々をそのように受け入れていくわけですからね。そんなに大きな国じゃないですか。

と云うわけにはいかぬ。そうすると、年間二千人といふわけにはいかぬ。そうすると、年間二千人

と云うわけにはいかぬ。そうすると、年間二千人といふわけにはいかぬ。そうすると、年間二千人

と云うわけにはいかぬ。そうすると、年間二千人といふわけにはいかぬ。そうすると、年間二千人

と云うわけにはいかぬ。そうすると、年間二千人といふわけにはいかぬ。そうすると、年間二千人

と云うわけにはいかぬ。そうすると、年間二千人といふわけにはいかぬ。そうすると、年間二千人

と云うわけにはいかぬ。そうすると、年間二千人といふわけにはいかぬ。そうすると、年間二千人

と云うわけにはいかぬ。そうすると、年間二千人といふわけにはいかぬ。そうすると、年間二千人

送るお金もない、新潟へ行つて宿につくお金もない、そういう人に聞かしては、何らかの特別の考慮を政府として払ふことになるであらうということ、厚生省の係官がここで御説明になりましたが、そういう考慮も払われるわけでございますから、決して十一月十二日以降北鮮へ帰国を希望せられる方が帰国できないというわけではないのでございます。

○大出委員 これはほかのほうからあまり長くなるからというふうなことでの問題が起つたという事でなくて、全く日本政府の意思だけだと理解していいわけですか。大臣、どうですか。

○中川(進)政府委員 かわつてお答えいたしますが、全く日本政府の独自の発意による処置でございます。

○大出委員 そうすると、この取り扱いは全く日本政府の独自の発議で、どうするかということとは変更もできれば取りきめもできる、こういうことになりますか。

○中川(進)政府委員 日本側に関する限りはそのとおりでございます。

○大出委員 八月十二日まで、かつ十一月十二日まで、こういうわけで、まだ時間のあることで、いまここでこれ以上のことを申し上げることは少し性急に過ぎるような気がいたします。いたしますが、事情は自分で調べておりますから、百も承知しておるわけなんです、そう簡単に言つても、何か両方に事情、都合があるのでそういえない。したがって、今日取り扱っている扱いを変えろということになれば、協定にこだわる云々でなしに変えるということになるとすれば、それ相当の措置が必要になる。これだけはいかなる場合であつても間違いない事実だと私は思つてゐる。したがって、なおひとつこれは慎重に御検討いただきたいと思つてゐるわけでありませう。

ところで、いま在日朝鮮公民といった表現が正しいのかどうか分かりませんが、どのくらい正しいのか、知らしていただきたいと思ひます。

○中川(進)政府委員 正確なところは残念ながら不明でございます。というのは、朝鮮半島から日本に来ております方で、そして現在日本におられる方は五十八万四千名というふうになつておりますが、しかし、いま先生の御質問の御趣旨は、北朝鮮共和国国民でございますか、ちよつと忘れましたが、その民は幾らかということでございますが、これはちよつと不明でございます。

○大出委員 韓国籍の方はどのくらいあつて、その他の方々はどのくらいあります。

○中川(進)政府委員 韓国籍の何でございますか。

○大出委員 韓国籍の方がどのくらいあつて、その他の方々はどのくらいですか。

○中川(進)政府委員 韓国籍の方は、私どもこれも今日現在の詳細な数字は存じませんが、二十五万五千ぐらいかと存じます。したがつて、これを引きましたのがその他ということになると思ひます。

○大出委員 そこで、この際ひとつ大臣に承りたいことがあるのですが、かつて私は、賀屋さんが法務大臣のときに、三時間ぐらいの時間をかけまして帰国の問題から、いわゆる当時いわれて自由往來の問題から論議をこの席でしたことがあつた。これは「朝鮮新話」などという書物に、日本が一九一〇年の例の合併以来やつてきたこと等の中身が書いてあります。このコーヘンという、当時GHQにおられた方で「戦時戦後の日本経済」という書物をお書きになつた方のこれを見まして、非常に詳しく書いてあるのです。これらの点について、日本の責任という意味で、どれだけこれから朝鮮の方々に對して親切にわれわれが骨を折つてあげなければならぬかという意味のことを、長い時間やりとりしたことがあります。これは朝鮮人の方の財産権の問題ともからむ問題がありますので、やつたわけでありませう。

それと関連して、その中の一つでもあるのですけれども、いわゆる密入国といわれる方々が間々あるわけですね。戦後の混乱期に日本に入つてき

た。この方々の中には、日本に親戚縁者があるという方もたくさんある。あるいは子供さんが密入国してくるなどという場合も出てくる。近いものですからね。そういう方々に対する取り扱いが、大臣の専決事項のような形になつておりますが、なかなかめんどろな場面が出てまいります。特にその中で、人道的に考へてみて何とかしてあげなければならぬと思はれるものは、そういう長い経験があるのですから、私は、できるだけ本人たちの意に沿うようにすべきであるという原則に立ちたいと思ひます。

そこで、まず協定永住権を持つてゐる女性と、それから密入国とはいへないながらも、十八年とかあるいはそれ以上古い方々があるわけでありまして、生活基盤も国内に確立をしてゐる、したがつて、そういう意味で結婚の届け出が出てゐる。ところが、この方が韓国籍をいやる。こういう場合に、外国人の登録の面からいけば、なかなかその面が直らない。そうすると、区役所にあつて結婚届けが出てゐても、正規の取り扱ひの面からすればそこに問題が残るわけですね。しかし、やはり協定永住権を持つてゐる方と一緒にしてゐるというところになつておる場合は、私は、普通のものと考え方からいけば、日本に居住することを認めるべきだ、実はこういう考え方なんです。そこらの点について何か基準めいたことをあなたの方のほうでお考えになつておられますか。

○中川(進)政府委員 不法入国をしてまいりました外国人、特にこの場合は朝鮮からの出身者が多いわけでございますが、そういう人に対してどの程度まで、あるいはいかなる条件のもとに特在を認めるか、特別に留許可を与えるかということ、は、もちろん法務大臣の御権限でございます。私もとしましては、そのたびに起案をして大臣に意見具申を申し上げるわけでありませうが、たゞいま御指摘の不法入国の配偶者が協定永住を取つておるといふ場合でございますが、これはもちろん不法入国者がいつ入つてきたかというその不法入国の時期が非常に大きな条件でございます。

今日ただいま入つてきた者を許すかと言われましても、これはなかなかむづかしい。ただし、不法入国の時期が相当古い。その次の問題は、入つたあとで日本でもういふことをしておつたか。強盗、強姦等々破廉恥なことをしておるといふことは置いておくわけにはまいりません。その次の問題、その人のビヘービアの問題、そういうことを勘案いたしまして、時期も相当たつておる、その間善良な市民としてビヘービアもいい、あるいは税金もちゃんと納めるものは納めておるといふようなことがありませう、しかもその配偶者が協定永住を取つておるといふ場合には、私どもいたしましてはまず原則としてこれを許可しております。

○大出委員 これは、私は八木さんが前に——中川さん、あなたの前は八木さんでございましたか。

○中川政府委員 八木でございます。

○大出委員 近藤さんなんか古くやつておつたわけだけれども、とにかく何代かの入管局長さんにわたりまして、私は実は国会に議席を持つ前からですから、出てきてからも四年になります。この四年間でもういふいろいろな問題があつた。何しろ横浜という町で非常にそういうケースが多いところでございますから、ある場合には早稲田大学なら早稲田大学に入学をして一年延ばして延ばしてきておる人があつてみたり、密入国して学校に籍を置いて、それがあとでわかつて、不法入国だからといって帰されるなどということ、ずいぶん問題がありました。最初のころは入管の局長さん——中川さんを前に置いて恐縮だけれども、なかなかかたい話が出てくるわけですね、ところが、ときたま、法務大臣の専決事項ということになつておるから、大臣が認めるかっこうになつて在留許可が出てしまふ。だから、入管の段階でいろいろもめてまゐる場合に、大臣との段階で非常に人道的な立場にお立ちになつてそれをお認めになる。こういうケースがしばしばあらわれてまいりましてね。その後どうも入管の中における

審判課その他におきましても、警備課なんかにおきましても、だいふもの考え方が変わってきておるよりに受け取れるので、私は決してこれは悪いことじゃないと思っておるわけです。そういう意味で、私はもう少し詰めさしていただきたいと思ふのです。

そこで、前提としてひとつ申し上げておきたいのは、関係のあるほかのほうから、しはしば最近はそのを言う場面があるわけですね。そういうふうにも申し上げたらおわかりになると思うのですが、ただ、これはあくまでも日本の国内問題なんです。その人の籍が韓国籍でなくとも、これは国内問題です。だから、そうだとすると、やはりそういう意味では、国内問題として、他の干渉云々でなしに処理してもらわねと困ると思う。そこで、いまお話しのように相当古い、相当とはいつごろかということ、このあたりについて別に基準がきまつておるわけじゃないでしょう。

○中川(進)政府委員 この点は、はなはだデリケートな問題でございますから、国会の場で、当然記録には出るわけでございますから、ひとつ発言は……もしなんでございまして、御来訪くださいましたらいつでもまた……

○大出委員 いまのお話からすれば、御答弁けっこうです。いただきます。いただきます。一方的に申し上げますが、あなたのほうのある程度の裁量がそこに入ることになる、こう思うわけですね。そこで私は、冒頭申し上げたように、できるだけそこところは人間関係の問題ですから、したがって御本人たちの意に沿うように努力をしてあげていただきたい。というところは、裁量権があるわけでありまして、かつまた大臣の専断事項的に御判断をいただける筋合いのものでありますから、したがって、そのところが、まあまあどういふ筋を通せばどうなるかという話が入ってくることになることもありまして、それに末端の機関のほうでいろいろなことがからんでくると、ますますもってめんどうであります。また政治的な、そういう面がからんできてもめ

どうです。ですから、できるだけそのところは、いま私が申し上げたように処理をしていただく、こういうふうな考えでいただきたい、こう思っているわけです。これも御答弁いただきたいところだと思ひますが、大臣の権限事項でございますから、そういう意味で、原則的なことについては、これは大臣からお答えをいただきたいのですが、いかがですか、大臣。

○田中国務大臣 何か基準を設けて、その基準に従つて、密入国をしてきた者は特在を許すというふうなことを私がここで申し上げますことはいかがかと実は考えておるわけです。そこで、しかし韓国にしましても、北鮮にいたしましても、いやしくも国が独立しておるわけでございますから、独立しております以上は、日本から申し上げますと、妙なことはになりませんが、外国人である。その外国人が、他国である日本に入り込んでくるという場合においては、密入国の態度などというものは許すべきものではない、さうなものとは断じて受け取らぬという態度をとる以外に、表面のお話といたしましては道はございません。しかし、外に聞かせることもいかに存じますが、なみなみならぬ永年にわたる歴史的事情というものもありまして、日本にあつたことを持つて、ことに日本の国には妻子眷族がおるゆゑに、日本にあつた日本に入つてくる。しかも密入国という命を的にしたような方法で、名もない小さな舟に乗つてこぎつけてやってくるというふうな事情に考え及びますという、情においては忍びざるものがあります。したがって、私たちの態度は——私の態度であります、日本に入つてまいりまして、これという悪事も働かず、まじめに過ごしておつたという実績がその人に認められますならば、そういう事情があります限りは、極力情愛を持つて処遇するようにしていくのだ、とは申し上げないのではありませんが、個々の事例におきましてはそういう気持ちを持つてこれに善処をしていくことが、いわゆる人道問題に於いて結果にもなるものだ、私は就任以来そういう気持ちを持つて

努力をしておるのであります。

○大出委員 たいへんどうも恐縮な質問になつたやうでございますが、あえて質問を申し上げますのは、前段に申し上げましたように、賀屋さんの時代には実はこの種のことが、私自身の居住地周辺で幾つも起こりまして、これは私のところのみならず至るところにこういうことがあるんだらう、実はこういうことで取り上げた経緯があるのです。したがって、そのことを実は前もって申し上げて、それから今日までのいろいろな変わり方もありましたので、また、最近そういう事情で幾つか目にしたしておりますから、できればひとつはつきりしておく必要があると私は思つておりますが、しかし、いま大臣がおっしゃる通りに、おのの国を形づくつておるその国民でございませうから、それが日本に入つてくる、それも不法にということになると、それ以上の答弁を求めることに無理があります。したがって、いまのお話のように、ひとつでございませう特殊な事情——他の国を対象にして申し上げておるんじやないんです。たいへんな長い歴史がある、特殊な事情があるというところをひとつお考えをいただいて善処をお願いしたい、こう思ふのです。

それから、もう一つだけ承つておきたいのは、これはやはり私の関係の地域に籠下というところがございます、ここに刑務所がございます。私もときたま所長さんにお目にかかつていろいろ事情を承つたりするのであります、どうも少しこれは、監獄法と申しますか、法的に考え方を改めていかなければいけないのではないかと、ことが、ちよつと目につくわけですね。何もそんなに拘禁、拘束を嚴重にしなければならぬと考えるので済む筋合いのものであります、いろいろお話をしてみると、今日の法律関係からいいますと、そうせざるを得ない。つまり法改正あるいは法改正によらずにできる面があらうと思ひますけれども、問題は刑法との関係もございませう。そこでまず承りたいのは、あなたの諮問機関で、刑法の全面改正ということでの討議が進んでおる

ようであります、どの辺までいっておりますか。簡単にけつこうです。

○田中国務大臣 現段階では法制審議会の中に五つの部会を設けまして、それぞれ担当をきめまして、その部会が熱心に、数十回にわたつて会議を開いて努力をさせていただいております、まだ確たる見通しは立ちませんが、大体あと二年内外に於いて答申の見通しが立つようにはしていきたい、こう考えております。

○大出委員 まあ法制審議会の全体の審議が終わるのが二年ということですね。これは実は高橋法務大臣の時代に、私同じこの席でこの問題について御質問申し上げたことがあるわけです。ところで、この監獄法も全面改正をすべきではないか、こういう意見が実はしばしばありまして、かつまたこれは明治四十一年にできた法律で、何回か手直しをされてきております。しかし、これは応報刑論というものに基づく教育刑論でない時代の法律でございまして、さういふ色彩がいまあけてみましても随所に残つておる。そうすると、もうこのあたりで新しい感覚に基づいた改正が必要な時期ではないかという気がするわけです。現場に行つて承つてみても、さういふ気がする。たまたま新聞にこの種のことが載つたことがございまして、そこらのところをどのようにお考えになつておるか。また刑法の改正をめぐつての法制審議会での扱い等との関連もありませう。したがって、重点的に考え方を答えたい、さう思ふのです。

○田中国務大臣 大体の筋は、刑法の全面改正の立案ができてまして、続いて監獄法の全面改正の立案といふことがもの筋になるという一つの考え方もあるわけでありまして、しかしながら、刑法の改正の方向というものは、具体的な方面はまだ二年かかるというたし、あるいは二年半かかるというたし、大体の方向は目安がついておる事情でございまして、さういふ事情でありますから、刑法改正の準備を待たなくとも、これと並行して、この古くさい——古くさいといへば日本

一古くさい法律なんでありますが、監獄という有名な名前から申ししても古くさい、こういう法律はすみやかに改正に着手する必要があると考へましたので、私は就任をいたしますと間もなく、このことに考へをいろいろとめぐらし、最近矯正局内に監獄法改正準備会を結成せしめまして——これは内部の役人のみの手でやっておることでございますが、現在の刑法改正と並行をして改正の準備をされ、そうして、場合によっては刑法改正の答申を待たずして、改正の準備が整えば法制審議会に諮問をする道も考へていい、こういう考へで、非常に速度を出して取り急ぎこの改正の準備に着手しておる次第でございます。そういう事情でございますので、いま先生仰せのような新しい近代感覚をこれに入れて、いかに近代国家になればならないと考へられる刑法の方向に向かって大改正を加える必要がある、こういうふうに考へまして、その大らかな準備に着手をさせておるところでございます。

○大出委員 最近でも罰金なんかの場合に、もしお払いにならないければ一日二百円の割合でおいでいただきます、そういうことを言ってくる場合がありますね。私は、これは諸外国の例からいいますと、確かにハーフウェイハウスの制度あるいは部外通勤の制度——これは中國的な一つの制度だと思ひますけれども、だとか、あるいは特に報酬の賃金制などというものはほうほうで検討されていたりしますね。ですから、そういう意味では、刑法の改正を待たないでも、何としてもこれは改正の方向に持つていくべきだろう、こう思ふわけですね。

そこで、私の近くの、さつき申し上げたところなどは、行くといふと、くつだとか、あるいはそこで作業をしているいろいろな品物のできたものが並んでおる。非常にこれは安い、安過ぎる。しかも半額以下ですね、私の経験では、ところが、所長さんいわく、何とか、先生、印刷でもすることがあつたらひとつ持つてきてくれぬですか、とこう言う。まさか、どうも刑務所の所長が注文を取っ

て歩くわけにもいかぬというわけですね。私の関係の議員の方々が、そういうことで何人か、何とか報告などというものを頼んだりしております。たいへんこれまたりっぱにできるし安い。だから私は、これはそんなに安く売らなければならぬ筋合いかという疑問を持つわけですね。これは具体的な例でなければ、あれだけりっぱにでき上がつていゝものを、私自身が考へてみて、こんなに安くしたつて、事情が明らかであれば、それでも買入人は買入じゃないか、してみれば、そこらのところまで皆さんのほうできめこまかく考へていただければ、まさに報酬の賃金制などということだつて考へられなくはない、こう私は思ふわけですね。それから、やはり職業訓練という意味での、つまり社会復帰へのための力の入れ方がもう少しあるという気がしてならぬわけですね。それから、その犯罪なら犯罪の性格にはいろいろあります。そうすると、どこから考へても、その人がそれほどの拘束をしなくても、まかり間違つてどうなるということはあると考へられる方々もたくさんある。ところが、一律に、まさに同じように、現在きめられていた手続に従つて処置がとられていく。ずいぶんこれは不合理な面を感じるところですね。そういう意味で申し上げれば、たくさんありますが、時間がかかりますので簡単に申し上げておるのですけれども、実はそういう点をひとつ早急に改善の方向に持つていくべきではないか。まあ學者その他の方々が取り上げておる問題もたくさんあります。ありますが、時間がありませんから申し上げませんけれども、ずいぶんいろいろな例があつております、外国の例等が、そういう方向で御努力をいただきたい。

○岡谷委員 浜田先生。

○浜田委員 ただいま上程されております法務省設置法の一部改正の中に、特に入国管理事務所の出張所の増設が出ておりますが、それに関連いたしまして——関連よりかすばりその問題ですが、例のLSTに乗つておる船員が——私は、本来法務省が仕事をもちわなくてもいいのにたくさ

ん仕事をもちうことになると思ふ。と申し上げますのは、本来船員法の適用を受けて船員手帳を持つておれば、おたくの仕事でなくてもいいはずなんだけれども、どうも出入国管理令に基づいておたくが扱われておるのはなからうかと思ふのですが、そういう点はどのようになつておるか、御説明をいただきたい。

○中川(進)政府委員 LSTに乗つて外国へ出る場合、ことに御質問は、先般来問題になつております、たとえば東南アジア地域への乗つておる人の場合であらうかと存じますが、これは従来は、御指摘のとおり、船員手帳によつてやつておつたのでございます。しかし、ちよつと正確な日時を忘れましたが、しばらく前からそのいまおっしゃいますように、正規の旅券を持つていくことに変わりました。

○浜田委員 そうすると、法手続はやはり旅券であつてLSTの船員は外国に行かしておる、こういうことに間違いないわけですか。

○中川(進)政府委員 さうでございます。

○浜田委員 そういたしますと、安保条約六条に基づいた地位協定十二条五項によつて、やはりアメリカの船舶に船員を乗せておるわけですね。そして同じような場所に同じ任務を持つて出でる船員がおるのですが、これはどういふ法手続によつて外へ出でるわけですか。

○中川(進)政府委員 ちよつと先生、いまの御質問わかりかねたのでございますが……

○浜田委員 安保条約六条に基づいた地位協定十二条五項に基づいて、船員をアメリカの船舶に乗せて外に出でるおるのがありますでしよう。まづあるかどうか、それを答えてください。

○中川(進)政府委員 ちよつと、この安保条約に基づきます地位協定の問題は、外務省の所管になつておりますので、私存じませんが……

○浜田委員 それは、たとえ外務省であらうかどうであらうが、そういうのは知らぬというわけにいかぬだろうし、十二条の五項に基づいてやはり同じように米軍の船舶に乗せて海外へ出してお

るのがあるんですよ。○中川(進)政府委員 ちよつと先生、条文がややこしいですね。

○浜田委員 それじゃあ調べておいてください、それは絶対間違いありませんから……。それはよその省だから、こう言われるんでしようが、法務省がそれであつてはいかぬのです。

そこで、私が問題にするのは、本来日本の国民は、法の適用を受けて、法の保護を受けなきゃいかぬと思ふんですね。それが旅券というのは、ただいかに日本の船員を合法的に日本から出すかということだけのために、私はあえて出入国管理令に基づいた旅券を交付しておると思ふんだね。ところが、ほんとうは船員法の適用を受けて、船員を保護してやる立場から出さなきゃならぬと思ふ。ところが、そういういろいろな出し方もあり、しかも本来旅券で船員を船に乗せるということは間違ひだらうと思ふんですが、これは法務大臣どう解釈されますか。

○田中(進)政府委員 船員手帳を持つております者は、船員法に基づいて旅券なしに外へ出ていくことができます。ところが、ただいま先生お話ししたLSTに乗り組む者のうちで船員手帳を持たない者がいる、これに対しては旅券を渡さねばならぬという筋になつておるわけですね。そういうことで旅券を外務省が出しておるという事情でございます。

○浜田委員 それが逆なようです。持たないというけれども、本来日本の法律では、船舶に乗つて業務に従事するのは、船員手帳を持たなければ乗れないようになっておるのです。それにアメリカの船舶へ乗せるのだから、当然船舶で業務に従事するのだから、船員手帳を持つて乗せなければならぬはずであります。そうして船員として保護してやるのです。これが日本の国の立場である。政府としては、法の保護を与えてやる、こういう立場になければならぬと思ふのです。ところが、あえて船員法の適用を受けさせない。船員手帳を持たせない。そして管理令に基づい

きじゃないかと思うのですよ。さっき言ったように、それは日本船舶に乗り込まなければ船員法の適用を受けられぬのだ、とう言うと、実際は地位

○田中國務大臣 問題は、先生の御発言の中で、船員手帳を持たざる者に旅券を交付する場合が一

それから、旅券の発給は、これはむしろ外務省の問題でございますので、外務省のほうにひとつお聞き願います。

ずれにせよ、さつき将来の問題として検討すると言われましたが、ひとつイニシアをとって各省ともこういう問題を話し合いをして、日本国民をど

うして保護してやるか、ただ人命を、重大な問題だというだけでなくて、具体的に保護する方法を、ひとつ統一したそういうものを出していただくことを強く要求、要望して、私の質問を終わります。

○岡谷委員長 受田新吉君。

○受田委員 法務大臣、この法案に關係して基本的な問題でまずお尋ねしたいことがあるのです。戦前の法律の条文は、極端に困難なる文章を用い、文語体で、かたかなが使つてある。新憲法下の現在の法律には、その法律制定の目的がまず初めに書いてありまして、しかも平易な、国民に理解しやすい法律の文章になつてゐる。あなたは法学博士でもありますし、法律の番人でもあられる方で、戦前の法律の条文を、それぞれ目的を付し、國民に理解しやすいような法律の文章に書きかえるということについて、いかがお考えになつておられるか、御答弁願います。

○田中國務大臣 まことにごもっともな御意見であらうと存じます。ただ、この問題も、現存しております古い形式の法律をにわかに全面的に書きかえるということが、技術的に右から左に行なえるものとは考えませんが、いま先生仰せのような方向に、漸を追つて法律の改正を行なつていくことが理想である。そういう方向に向かつて努力をしてみたいと存じます。

○受田委員 直ちに全面的にということは困難である、その方向にというお説でございました。ところが、現実に一向大臣の御所信の実現がはかられるような方途が講じられていない。あなたの具体的な今後のスケジュールというものをひとつ、直ちに着手できる問題はないですか。

○田中國務大臣 私の所管からまず申し上げますと、たとへて申しますと、わが国刑罰法規の基本法ともいふべき刑法、また刑法の施行に際して重要な、執行に当たります場合の監獄法というような二つの法律は、少なくとも時代おくれのはなはだしいものでございます。こういうものにつきましては、できるだけすみやかに、私就任以來早く

急いで手をつけようとしたしまして、いろいろ苦心を重ねておる次第でございます。

○受田委員 具体的な例示をされたわけですが、私もいまそれに意見を付して大臣に要望しようと思つたことがある。明治四十一年に監獄法という法律ができた。その監獄というところは、そのものは、これは地獄みたいなことばです。それから、逮捕——けだものをつかまえる。国務大臣でも、犯罪を犯せばすぐ逮捕、つかまえる。けだものをつかまえる、捕まえるという字を書くわけですね。そういう用語がある。これは人権の侵害といつてはなんですが、犯罪人ですから、そのくらい手きびしくやるほうが、こたえることはこたえるでしょうが、これはいろいろと用語の上に問題がある。そして、警察犯處罰令というのがあります。租界警察というところがありましたが、いまは輕犯罪法に変わつていつてゐる。こういう形に切りかえていくという形で処理をしていかないといかぬ。また、あなたの御所管に出入国管理令というのがある。この出入国管理令、正式には出入国管理令。この出入国管理令という、法律と同じ効力を持つ、これはポツダム政令です。これも占領下の落とし子としては悲惨なるわれわれには思い出のポツダム政令が残つてゐる。残念なポツダム政令が、その代表的なものをあなたはいま生かしておられる。あなたの御所管の中に出入国管理令。なぜこれを法律として改正できないか。かつて私この問題に触れたときに、それはまことにごもっともだという当時の局長の御答弁もあり、大臣のこれに対する裏づけもあつたわけですが、こういう占領下の落とし子の残念なる名称がそのまま今日あなたの御所管の法律として生きてゐる。いかがお考えですか。

○田中國務大臣 お説のとおり名称でございます。これはできるだけ早い機会に出入国管理法に改めていきたいと存じます。なお、これは名称だけでなしに、中身について申しまして、最近は出入国いたしました者の数が激増してまいりました。その激増してまいります者の大半は短期の旅

行者でございます。こういう者に対しては、もっと簡便な、簡単な手続による出入国の許可がおりるように取り運んでいく必要があらうかと存じますので、内容の上からもこれに対しては、その名称変更の機会に改正を加えていきたい、こう考えております。

○受田委員 この出入国管理令が施行されてすでに十六年になるわけですね。つまり、占領下の落とし子で占領中に政令である。これは政令などで扱ふべき問題でなくて、出入国に關する基本法でありますから、明らかに法律制定の最たるものであると思ふのです。それがなぜいつまでも、今日までこうしてじんぜん月日を積み重ねてゐるかというと、法務省の内部に何か古典的な、いわゆる郷愁を感じ過ぎるような、占領時代をなつかしき氣風が残つてゐるのじやないかと思ふ。いかがでしょうか。

○中川(進)政府委員 先生もそうであらうかと思ふのですが、私なども戦争に關しましては、いふににがに経験を持つておりますので、ポツダム宣言に郷愁を抱いておるということはありません。思ふものでございます。ただ、出入国管理令は、御指摘のごとく、また大臣がたまたま御答弁になられましたごとく、私もいささか思つてゐる。一日も早くこれが出入国管理法として再出発することを願うものでございまして、寄り寄り検討準備をしておるのでございます。ただ、いかにせん、この出入国管理は關係するところが多ございまして、たとへば相談せんならぬ役所にいたしましたし、もほとんど各省にまたがります。それから、諸外国の例はどうであらうかというこの検討、あるいはまた、いま大臣も御指摘になりましたごとく、交通事情、その他世界の出入国の事情がどんどん変わつていくという趨勢、そういういろいろな勘案すべき事項がたたくさんございまして、私どもの現在のスタッフをもつてしましてはなかなか自信のある成案ができ切らない。もちろん素案の程度でございまして二案、三案、四案とたくさんつくつていろいろ検討してゐるのでございます

が、どうもこれならもう絶対やれるというやうな確信のいく案がまだどうしても脱稿し切れませんが、確かに御指摘のごとく、いつまでもポツダムのままだこの出入国というやうな國家の大事を律することは適當でございませんで、できるだけ早く法律に出直してみたい、こう考えておる次第でございます。

○受田委員 大臣、あなたは比較的熱慮断行のタイプの政治家として光つてゐると思ふのです。こういうことは、あなたの大任に任中にすかつとやられないと、歴代の大任は初めから手がける意思もない。事務当局も、いまのようないろいろな問題があるから、できるだけいいものを入れようというやうな氣持ちでもささしてゐる。私は、いまの局長のお説のように、もう占領令といふことは全くいやですからね。占領政令といふものは聞くに身ふるいがある、戦慄を覚えるのです。それが、しかも法の番人の法務省の中にこういう政令が生きてゐる。あなたは、御在任中にこの出入国管理令を新型のより洗練された法律としてお出しになる御決意があるかどうか。熱慮断行のほうでひとつやつてもらいたい。

○田中國務大臣 手がけてもあらぬということではないのです。いま局長が申しますように、素案でございますが、二つ、三つの素案はすでにできておる、こういうことでございます。なかなか困難な部面はたたくさんございすけれども、困難な場合には改善のものを採用することにしたしまして、とにかく名称を改めて中身を近代的に変え、こういう方向でつづきな法律に仕立てていくために、早速法務省内部において具体的な改正の内部機関を設けて出してゐることにいたします。努力をいたします。

○受田委員 さつそく、直ちに着手していただき。今回の法改正の案の中に、この出入国管理に關する事務所がたたくさん出ている。これでひとつ伺いたいことがあるわけですが、まず嚴然たる規律

のもとに出入国管理をしながら、密入国をしてい
る人間がどのくらいおると法務省は判断されてお
るか。的確な数字がわからなくても、概数だけわ
かれば……。

○中川(進)政府委員 御指摘のごとく的確な数字
は不明であります。何となれば、必ずしもあがら
ない人があるわけでありまして。ただし、私も
存じております。概数は、昭和三十一年からい
までは年間約千五百人くらいでございますが、四
十年は五十一件、五百五十一人、四十一年は二十
二件、百人、こうなっております。

○受田委員 密出国はどのくらいあるか、ひと
つ……。

○中川(進)政府委員 これは残念ながら調査して
おりませんので、不明でございます。

○受田委員 出入国の管理の法の網、組織の網を
くくつてなおかつ密入国をしていく数、いま説
明されたように数百名ずつおるといふこの現実
は、法務省入国管理局として、出入国の管理業務
を振うお役所としたとしても、面目ない次第で
す。どこから入つてきて、どういふふうな国内に
ひそむかというケースは、十分御研究になってお
られると思います。いままでにも密入国者の事件
が幾たびか発生して、世間に大きな疑惑を投げか
けた事実があるわけでございますが、その密入国
の中で最も数を多く占めているのはいずれの国籍
を有する人であるか。

○中川(進)政府委員 これはやはり統計で見ます
と、韓国が一番多いでございます。

○受田委員 第二順位にあるものはどこである
か、第三順位くらいまでちょっとお聞きしておき
たい。

○中川(進)政府委員 第二順位、第三順位といわ
れますと、これはほとんど絶無に近いのでござい
まして、ちょっと私の手元にございせんが、後
刻調べました上で御報告申し上げます。ただし
きわめて少数でございます。——ただいま韓国
と申しましたが、北朝鮮から来る人ももちろん絶無
ではございませんが、しかし、これもきわめてわ

ずかでございます。

○受田委員 数字があるようですから、ちょっと
言つてください。

○中川(進)政府委員 ここに数字が出てきました
ので御説明いたしますが、朝鮮となつておりまし
て、これはいま申し上げましたように、韓国が非
常に多いのでございまして、朝鮮半島から来る人
が、四十年を例にいたしますと、千四百五十六件
に對して中国二十一件、その他八件、こうなつて
おります。

○受田委員 そうすると、顔形、皮膚の色が大体
日本人によく似通つて、まぎらわしい人間が入つ
てくるわけですね。色の違つた者は、目立つから
むずかしいんだという答へが出ておるわけでは
ないで、二、三位がどこであるか、つまり密入国の場
所、これもわかつておれば、御説明願ひたい。

○中川(進)政府委員 これももちろん統計を調べ
れば出てくるわけでございますが、今日手元には
どこから何件という場所の統計を持ってまいりま
せん。ただ、常識的には、何と申しまして西日
本、ことに瀬戸内海沿岸地方などが多いように承
知しておりますが、ただいま申しましたように、
もしなんでございまして、場所の統計等も出し
てもよろしゅうございまして、ただいま私ここに
持つておりませんので、承知いたしません。

○受田委員 私の郷里は山口県なんです。その密
入国者の最も多い地区に入つておるはずで、その
密入国者にもお目にかかる光栄をになつた男で
もありません。

今度入国管理事務所の出張所をそれぞれ置かれ
るわけでございますが、その置かれる場所と密入
国をしやすところとの関係、それは全然考慮さ
れなかつたかどうか、伺ひたい。

○中川(進)政府委員 全く考慮しなかつたかとい
われましても、必ずしもそうではございせんが、
私どもとしましては、もちろんこの入国管理事務
所は、御承知のように、そういう不規則な、法をく
ぐつて入るものを取り締まるという面がございま

すとともに、むしろ成規の面、すなわち合法的な
手続を経て合法的な方法で日本に入りあるいは日
本から出ていくといった人を処理するということ
がむしろ主でございまして、数から見ましても、
合法的な人の出入国は、外人が約六十七万人、日
本人が約六十六万人、合せて百三、四十万人、
それに船の臨時の人が百万人ございまして、二
百三、四十万人という人に対しまして、ただいま
申し上げましたように非合法で入つてくる人とい
うのは千人前後でございまして、何と申しまし
てもやはり新しい事務所を設けます理由のおもな
るものは、この成規の業務の分量ということが標
準になつた次第でございまして。

○受田委員 この出入国管理業務のほかに、入国
管理業務だけを扱う出張所を設ける提案もされて
いるわけですね。入国管理事務所の出張所、こ
れは「出」といふことは全然関係がない、入国管
理事務といふことはそのものに入るわけですが、
「出」といふことは全然抜きにして事務をなさる
わけですね。

○中川(進)政府委員 先ほど悪例としておあげに
なりました出入国管理令、大体出入国と申すのが
正規の名前でございまして。ただし、どういふもの
か、日本人は略称を好みまして、長い名前はなる
だけ短くしようとする。スタメンなどと申しま
すが、これはちよつと何のことかわからぬので
すが、スタートメンパーのことださうでございま
す。そういうふうに「出」といふ字が省かれてい
る。どうしたわけであつたのか知りませんが、
私が管理局に参りましたときに、すでに本省の法
務省は出入国管理局とは申しませんで、入国管理
局と申しまして、「出」には関係ないような名前に
なつておりますが、実際は出入国両方やつておる
わけでございます。したがいまして、今度御審議
を願つております新しい六事務所も、これは入国
管理事務所とは申しながら、実際は出入国管理を
扱うところとございまして、決して入国のみをや
るわけではございません。

○受田委員 そこに問題があるのです。名は体を
あらわすといふことをしばしば私は指摘しておる
のでありますが、これは実態を把握したかつこう
で役所の名前をつけなければいけない。入国業務
だけしか行なわれないように見えるのです。出入
国管理業務をやつておりながら、入国業務だけを行
なうように名称はなつておる。大臣、これをいま
局長が指摘されたように、入国管理局といふのが
ある。法務省にある役所の名前そのものは入国
だけを扱うようになつておる。出と入との扱いは
大体同数ですね。そのこととあわせて、その扱
い件数もひとつ御答弁願ひたい。

○中川(進)政府委員 先ほどちよつと申し上げま
したように、外国への日本人の出入りあるいは外
人の出入りの数を申し上げますと、四十一年にお
きまして外国人で日本に來た者が三十三万八千五
百八十四、外国人で日本から出て行きました者が
三十三万六千九百二十八となつておりまして、出
入り大体同数でございます。邦人につきま
しても、大体同数でございます。

○受田委員 大体同数なんです。その同数にか
かわらず「入」だけが「出」がついていない、
大臣、これはあなたも不可解なことが行なわれて
いるとお考えになりませんか。——きょう初めて
お悟りになつたと思ひますが、局長自身は先ほど
述べられたのですから、大臣から答えてください。

○田中(務)大臣 なるほどと思ひます。

○受田委員 大臣ははじめて態度を決定された
わけですね。これは法務省の古いしきたりのどこか
に、制度上のといひますか、慣習上のといひます
か、何か抜けたところがあるのです。法の番人
の役所ですから、これは出入国管理事務所とす
かつとしたほうがいいですよ。だれが見ても、こ
の名だけ見ると、入国管理だけしかやらないかと
思ひます。看板はそれで、実際は同量の出も
扱つておるとなれば、出入国管理事務所という
かつとした名称に変えられたほうがいいんじやな
いのですか。大臣、そう考えないですか。

○中川(進)政府委員 私、なぜこの「出」とい
う字が落ちたのか、それがいつから落ちたのか、そ

の経緯等ははなだ不勉強でよく承知いたしましたので、確かに先生の御指摘の点もございしますから、よく研究いたしまして善処したいと思ひます。

○受田委員 自民党の理事さん、委員長と、この機会に政府と御相談をなさって、この法律改正の機会に国民が納得するように、「出」の字を入れるだけなら、その法律の文章をむずかしく考へる必要はない。出たり入ったりの出るを入れるのですからね。一字を挿入すればいいんです。挿入作業というのは、そうむずかしいものではないだろうと思ひます。いま出も入と同量のものがあるとなれば、これは出入の「出」を入れていいと首脳部がそこまで割り切っておられる。大臣、こういうときにはあやまちを改むるにはばかることなかれというごときがあるわけですから。故人が教へておられる。これは一つの過誤だと私は思ひます。ミスだと思ひます。ミスはこの法審査の機会にすかつとそのまま——基本法が出入管理命令になつてゐる。

○中川(進)政府委員 確かに私も、先ほど申し上げましたように、出国した人、入国した人、あるいは船に關しては、出国する船、入国する船、数は同じでございます。ただし、仕事の事務の分量から申しますと、これはたいへんな相違でございまして、私どものほうにいろいろかぶさつてきます書類とか仕事の中身を見ますと、入国した人の処理がほとんど大部分でございまして、あるいはその仕事の内容をおもひかへて、形式的には出入国管理庁でありますにかかわらず、入国管理庁となつたような気もいたしますが、これは私どもも申しましたように、なぜそうなつたか、その経緯を存じませんから、よく研究したいと思ひます。

○田中国務大臣 ごもつともな御意見でございますから、法改正に際して十分検討いたします。

○受田委員 次に、この法改正案の二つの骨子の一つである少年院のことにちよつと触れてみたいのです。

提案理由の説明で、少年院の設備が非常に悪い

ところが出てゐる。逐次これを改善されていくという御努力は、十分わかります。たとへば矯正の目的をもつてそこへ収容しておる子供といへども、前途ある少年には間違ひないわけですから、恵まれます環境によつてそつと違った立場になつた少年もおるし、あるいはふとした良心の麻痺でそつとなつてきた子供もあるわけですから。必ず美しい環境で、美しい指導者によつて、その青少年は救はれるわけですから。その意味においては、法務省は少年院をもつて、とりつぱな場所、とりつぱな設備で、しかもそこに美しい指導をしてくれる人たちのもつて、その誤れる行為をした少年に、非行を正して本然の姿の青少年に立ち返らせるような大きな力を与えなければならぬ。それは法務省のお仕事だ。したがつて、この喜連川の少年院の新設その他について、法務省は、少年院の設備の強化と指導陣の刷新強化ということにだけ力を入れても、われわれは御協力するにやぶさかではない。私はなお懸念することは、並び掲げられてある全国の少年院あるいは矯正目的の施設、それらで、なお当面非常に悪条件のもとにある役所、建物はないか、指導者にその人よろしきを得る道に欠けてはいないか、定員不足ではないか、教育という別の方面の力に不足はないか、そういう懸念をしておるわけですが、残された少年院あるいは矯正の施設で、そうした私が懸念する問題なしと判断されるかどうか、お答え願ひたいのです。

○田中国務大臣 少年の扱いには環境と人を得よとおことは、よくわかりました。なお改善を要する少年院もございしますので、今後十分に検討をいたしまして、最善を尽くします。

○受田委員 最後に、法律に關係のないことではありますけれども、私かつて元法務大臣にお尋ねしたことがあります。刑罰をもつて人の生命を断つ死刑——個人の見解として、死刑制度というものは存置すべきものか、廃止すべきものか。そしてあなたの個人の御見解は、できるだけ教育刑をもつて、人間のほんとうの精神をよみがえらせていきたいという勸善懲惡主義の扱い方の中に教育

刑主義をお考へになつておると私は承つておるわけでございますが、それについての大臣の御見解をお伺ひしたいと思ひます。

○田中国務大臣 私の考へを一口に申しますと、応報刑主義よりは教育刑主義によつてやつていきたい。同時に、教育刑に加ふるに目的刑主義、人道主義の要素をこれに十分加へまして、近代国家として恥ずかしい刑政の大方針をとつていきたい、こういう心持ちでございます。

それからもう一つ、死刑であります。死刑は、全面的廃止に実は反対でございます。現在死刑になる場合の条項は多数にのほつておりますが、このうちで、人の命を残酷な方法で奪つたという場合に限り、死刑を存置すべきものである、こういう信念でございます。そしてその死刑の執行の方法は、憲法の精神にありますように、残酷でない刑の方法によつてこれは執行すべきものである。現在の絞首刑制度がはたしてこれに当たるかどうか、より以上理想の方法としては、電気殺——電気で殺すという意味であります。電気殺の方法が最善ではないかという考へに及んでおりますので、最近適当な時期に、たいへんいやな視察であります。死刑を執行いたします現場を私みずから視察してみたい、こう考へております。

○受田委員 敢にして寛なる大臣の信念を伺ひました。しかも死刑執行の場を見に行きたい。これは死刑囚の中に、私がかつてよく知つておつた青年がおるわけですから。それは、私は広島島の拘留所に、ちよいちよい帰りに、彼に刑の執行前にとつて差し入れに行つておるのです。その大悟徹底した青年の気持ちに触れておるのですが、この青年が何日かたつたら刑の執行を受けるであらうと思つと、そこにれんびんの情を禁じ得ないものがあるのですけれども、その死刑囚の両親にまたちよいちよい会つて、会見の様子を知らせると、両親も非常に喜んでくれております。その青年が、再審要求をしたのが却下された事件です。よく見ると、はたしてそれがほんとうに殺した

かどうかという疑義さえもまだあるような事件なわけでございますが、死刑の執行命令を大臣がサインされてやられるわけですから。あなたが御視察されるときには、サインをして行かれるわけなんですか。みづからサインをし、殺す現場を見に行くという、このきびしい、大臣としての職務忠実の中に、死刑囚の死刑執行の時期といふものは、やはりある期間を——犯罪の性格が、いまお説のような残酷な行為によつて生命を簡単に断つような、そういうものは別として、ほかの死刑囚については、少なくともある期間の猶予をもつて大臣はサインをさすべきである。承るところによると、歴代の法務大臣は死刑執行の書類にサインをされるのをしばしばちよいちよいをされておると承つております。それは自分のサインをしたことによつて、五日後には生命が断たれるというときには、手がふるふる大臣もあるということですか。これは私はほんとうのあれだと思ひます。しかし、行政長官としての法務大臣が神の声によつてサインをされることについては、私は、かれこれ申し上げません。それは職務に忠実な一面があることを必要としますが、いま大臣が指摘されたような以外の死刑囚は、できるだけ死刑執行を延ばして、本人にまた精神的な苦痛もなくして、大悟徹底していけるような準備期間を与えなければならぬ、そういう扱い方について、大臣の死刑執行命令をされる心づかいというものを承つておきたいのです。

○田中国務大臣 私が就任して法務省につとめるようになりましてから、幾つかの死刑の執行にサインをしたのであります。そのサインをいたした態度は、書類を取り寄せて——私は幾らかその書類を見るときには専門家に近い経験を持つておりますので、みづから書類を手に取りまして、精細にその書類を拝見をいたしまして、はたして本件は再審の理由等、確定判決をくつがえすに足る事情がどこかにないであらうか、本人が希望するとなせないと、再審の申し立て、そういうことをするとしないとかかわらず、どこかにその理由が

なからうかといふことを詳細に検討いたしました、いかにもそれがないという見通しが立ちましたときに、本人の最近の謹慎の情状等についても詳細に部下から報告を手取るように受け取りまして、その上でこれに對しましてサインをすることをもって私の態度といたしております。

○受田委員 終わり。

○關谷委員長 伊藤惣助丸君。

○伊藤(惣)委員 法務省設置法の一部を改正する法律案の中に、再度山学院を廃止するというふうにごさいますが、その後の処理について伺いたいと思ひます。

○勝尾政府委員 再度山学院の廃止後、収容の少年院につきましては、昨年来逐次分散をいたしております、一部は昨年新設がなりました播磨の少年院、一部は大阪近郊の少年院にそれぞれ分類いたしました、それにふさわしい施設に一応収容いたしております。

なお、再度山が廃止されることに伴ひまして、それに見合ひ新しい少年院を栃木の喜連川に新設をいたしまして、この建物もすでに完成をいたしまして、いつでも充足できる状態になっております、というのが、再度山の廃止に關連する現在における処置状況でございます。

○伊藤(惣)委員 その処置であります、いわゆるそこは不適当であるとか、またはその後の処分です、どのようになつておりますか。

○勝尾政府委員 再度山は、私も直接見てまいりましたが、有馬のほうへ通する六甲山の途中、道路から約二キロぐらゐの山の中に入りまして谷間にある少年院でございます。したが、いまして、水の便はまず徹底的にだめである。再度山が運営している当時、水がなくなりまして、少年の入浴のためにわざわざその谷間の道を通つて町へ出なかつたやうな状況にやつた建物でございます。建物もまた、いわゆる戦後の粗悪材を使いまして木造の建物でございます。土地につきましては、これは充足当時神戸市から借り受けていたものでございます。したが、いまして、今回閉院の

措置を進めるにあたりまして、神戸市のほうから返還をしていただきたい、その使途は何かということを確認しましたところ、兵庫県の青少年の練成道場でございます。これは主として技術系統の練成をする学校にいたしたいということ、したが、いまして、これは廃止後神戸の財務部に引き継ぎまして、財務部のほうから適当な評価をいたしまして神戸市に引き継ぐことに話ができております。

○伊藤(惣)委員 実際に見ておりませんのでよくわかりませんが、いづれにしても青少年のための練成道場にするということを受つたわけでありますが、そういう処理にあたつても、新しく少年院を新設する、または土地を求めるのに非常に困難な時代であります。どうかその点もよく政府のほうで考へて、厳正な措置をしていただきたい、こう思ひます。

喜連川少年院の新設にあつて、ここにもありますように、非常に収容者が増加する傾向にありますので、非常に問題であると思ひます。その点について、大臣は青少年の現況をどのように把握しているか、その点お伺ひいたします。

○田中國務大臣 少年犯罪の最近の激増に伴ひまして、これを慎重審査をいたしました結果は、勢い少年院に送ります少年の數もふえる傾向になつておりますことは、まことに残念なことでございします。しかし、その少年は、扱いによりまして、犯罪人として刑罰によつてこれを扱うというよりは、現行のわが国の法制のごとくに、保護処分によつてこれを更生せしめるということに力を入れてこれほど力の入れがいの事業はな

いものと考へておる。また、そういう事情にございしますので、先ほどの御質問にもありましたが、環境をできるだけよくいたしますこと、第二にはこれを指導いたします人間に人を得るというところ、そういう努力を十分に払ひまして、今後成績をあげることに最善の力を尽くしていききたい、こう考へております。

○伊藤(惣)委員 四十一年度の犯罪白書その他の

青少年白書を見ていきますと、非常に青少年の犯罪が激増しておるわけですが、これは大臣よく知つておるとおりであります、特に三十一年度に比べまして四十一年度等においては、約二倍ぐらゐになつております。この点については、いろいろその原因なり責任の所在は問題があらますけれども、特に青少年の犯罪に對する原因がどの辺にあり、またどのような対策がいか、いままで聞いてまいりましたが、より深くその点を承りたいと思ひます。

○勝尾政府委員 御指摘のように、少年の非行ないし犯罪というのは、増加の傾向にございします。その増加の内容につきましては、一つはいわゆる道路交通法違反と申しますか、いわゆる交通犯罪、これが圧倒的に増加いたしております。いま一つは、いわゆる一般の刑法犯でございますが、これは數的には交通犯罪ほどの増加ではございせんが、内容的には非常に凶悪化しておるというところ、私のおるのではないかと考へます。したが、いまして、私のほうの対策をいたしましては、交通犯罪を犯した少年、これをどのように処遇をして、二度と交通犯罪を犯さないように持つていくか、さらに凶悪な犯罪を犯した少年につきましては、私のほうの処遇をする際に、従来以上にきめのこまかい法律的な処遇方法を考へなければならぬのではないかと考へておるところでございます。

ただ、私のほうの所管しております少年院に入つてくる子供を見ておると、ごく大ざつぱに申し上げまして、約四〇%ぐらゐの再入と申しますか、少年院に入つた者がもう一度また入つてくるという状況にございします。そこで、なぜこのようになつてくるのかといふことが大きな数字にのほつておるのかといふことを考へます。際、最初の非行ないし犯罪を犯したときに、いまよりもつとこまかい処遇方法といふものがあるを考へて、必要な法的な手当てをするものがあるならば法当な手当てをして、最初の非行ないし犯罪のときにつと適切な手を打つていくということが必要ではないかといふように、少年院の少年

を見ていてそういう感じもいたしております。

○伊藤(惣)委員 いまもありませんように、最近の犯罪の傾向は、年々青少年の中においても、いわゆる年少犯罪を起す人間は、年の低い人が凶悪な犯罪を犯している。これは犯罪白書にもあるとおりです。そこで、現在の青少年問題に對して、またそれらの犯罪に對する対策はあるけれども、有名無実ではないか、このように思ひます。そしてまた、その青少年行政が多元化されている。法務省、総理府または各省との連携はどのようになつておるのか。また現在のいわゆる対策、いままでにあるそれらの政策といふものをそのままやつて、青少年問題といふものを政府は今後もやつていくのかどうか、その点お伺ひしたいと思ひます。

○勝尾政府委員 御指摘があつたかと思ひますが、現在非行ないし犯罪を犯す者、いわゆる刑事事件にならないものを含めると、大体年間二百万人ぐらゐあるのではないかと、私推測いたしております。その二百万人の非行ないし犯罪者のうち、最終的に少年院ないし少年刑務所に入つてくる者は、二万人足らずでございます。そういういたしますと、残りの百九十八万人といふものが、途中でどれいふに分けがされ、どういふ処遇がそれぞれ關係機關の間に行なわれておるだらうか、また關係機關において行なわれておる対策が後手に回つておることがないか、あるいは適切でないものがなかつたかといふような点が、当然問題にされる点ではないかと私思ひます。ございします。そういういたしますと、結局關係機關の一貫した総合的な対策が円滑に行なわれていくということが、根本的に大切であると思ひます。ございします。

そういう意味において、総合的な対策も一貫して円滑に行なわれるように、機構の整備あるいは緊密な連絡といふことについて、なお一その努力が必要ではないか、このように私は考へております。

○伊藤(惣)委員 いまもございましたが、各省との連携ですね。たとえば今後は緊密にやらなければ

いけない、こういう具体的方策がありましたら、ひとつお伺いいたします。

○勝尾政府委員 御承知のように、総理府に青少年局というの新設されたわけでございますが、この総理府に青少年局が設けられた趣旨の一つは、各省間の調整を円滑にやらしむるというのがその目的であらうかと思ひます。したがって、現在各省間にまたがる青少年関係の問題を協議していく際には、総理府の青少年局が中心になって、会議を開きながら調整をとっているのが現状でございます。

○伊藤(憲)委員 どうもはつきりわからないのですけれども、私も地方議会におきまして、青少年問題については、いろいろと各方面に働きかけまして問題を取り組んだことがございます。しかしながら、お互いの関係において、うちの眼界はここまでで、青少年問題協議会はこうだ、お金がない、社会教育課ではこままでしかできない、こういうようなことから、最後のには、国において青少年行政というものについては、国において力を入れてやるべきである、また予算措置等についても、さらにまたもっとも増加させる方向に熱を入れて強力な施策が必要である。このように思つたことがございます。

そこで、大臣にお伺いしたいのですが、青少年行政の一元化ははかれないものかどうか。また、大臣の青少年行政に対する考えを伺いたい。

○田中(憲)大臣 この行政の一元化でございますが、文部省も重要な行政を担当してゐる。それから私のほうにも、これは主として非行少年でございますが、非行少年の処遇に關して深い關係を持っております。それから積極的な面では、総理府に青少年局が設けられて、ここを中心にして、あわせて各省との連絡もここでとつておるといふ事情でございます。これを一元化いたしますことがはたしてよいものかどうか、私はありのままに申し上げますと、幾らか迷うところがございす。迷うところがございす。総理府の青少年局を中心として、これをひとつ拡充強化をいたしまして、一

元化いたしますとすれば、各省の持つております——各省といひましても特に文部省であります——が、ここに持つておられます権限をこれにできるだけ近づけていくという方向でこれを改善していくことがよいのではなからうか。直ちに一元化ということはいかぬものであらうかと考えておる次第でございます。

○伊藤(憲)委員 大臣、青少年のそれらの施設を視察されたことがございすか。

○田中(憲)大臣 親しく視察をしてまいりました。この国会が終了いたしましたならば、全国的に少年院を親しく視察をしたい、こう考えております。

○伊藤(憲)委員 その点は、ぜひ視察していただきたいと思ひます。私も埼玉にありますが少年矯正監察院に伺ひました。私が驚いたことは、建物はあるけれども、ガラスがない、あれは何だと思ひましたら、講堂だ。それじゃバスケットボールか何かする施設があるのか、何もない。ここで何をやるのだ、ここで思い切りあはれるのだ、そうして破目板を破り、穴をあけ、そして満足するんだ、これが体育場だ。そして、いままで国会議員はどうか、来たことがない。そしてきわめてそれらの施設が不備なわけなんです。まあよく古来より、その国の発展はその国の青少年の姿を見ればわかる、一國の興亡は青少年の姿によつてきまるとまでいわれております。そしてまた、特に国の行政は、青少年に対する行政を真剣に取り上げる國が繁榮する、このようにもいわれております。そういう面からの、どうか法務大臣の前向きな、またそれらに対するあたたい今後の対策を望みたいと思ひます。

さらに私は、それらの問題につきましていろいろ聞いてまいりましたけれども、特に現在においては、警察がその中心となつて非行少年、不良少年たちを補導してゐるようでありま。しかしながら、非行少年の当事者から見れば、非常に警官というのには抵抗を感じるわけなんです。そこで常に反抗をする、反抗をする、こゝも彼らは言うわ

けです。そこで、民間によるこれらの保護司、こゝういふものについてどうなのか調べてまいります。それだけの有力者がやつてはおりますが、非常に待遇が悪い。また、それがために専門的にやれない。またはその保護司は大体一人で百六十二名くらいの人を保護観察しなければならぬ、こゝういふことがあるわけなんです。そういう点について、もつと予算措置なり保護司をふやす、こゝういふことが必要ではないかと思ひます。その点についてお伺ひいたします。

○田中(憲)大臣 現在定員といたしましては保護司は五万をこえておりますが、實際の人員は五万を割つてゐる現状であらうと存じます。しかしながら、これらの保護司の諸君は、非常に犠牲的な心持ちを發揮せられて、これという手当も不十分であるにかかわらず、熱心に少年その他の補導にあたつてくれておるといふ現状で、法務省といひましたは大いにこれに感謝しておるといふ事情でございす。いま先生御説のごとくに、この保護司の活用をしていくということ以外に、いまのところよい道はないと存じます。保護司をますますその処遇を政府の責任において力を入れてまいりますとともに、保護観察官の訓練をしつかりいたしまして、保護観察官の手によつて保護司の指導も十分にいたしまして、横の連絡も十分にとりまして、少年保護の責任を果たしていくように努力をしていきたいと存じます。

○伊藤(憲)委員 大臣から伺ひまして、そのことをぜひ実行していただきたいと思ひます。なお、先ほどお話ありましたが、最近の傾向として、非常に再犯の人が多いこゝういふことであります。なぜ再び罪を犯すか、非常に問題があらあります。私もある一人の少年の保証人になりました。いろいろなめんどろを見たことがございす。そのときに感じましてこゝういふことがございす。それらからその少年の補導所、そゝういふところについては、この人を責任を持つて保証する、または学校において許可がなければ、出すわけに

いかない。こゝも言うわけなんです。さらにまたもう一つの問題は、これは先生から聞いたわけでありまが、少年院に入ると悪くなる、だから早く出してもらいたい、こゝういふ面があるわけなんです。二つの矛盾があるわけなんです。そゝういふ点御存じであると思ひますが、しかしまた、知つてゐるならば、その問題は非常に重大な問題でありますので、こゝういふ対策があるか、また伺ひたい。

○勝尾政府委員 少年院の再犯の問題でございす。私は根本的には、少年院に入らない、まだ根の浅いうちに適切な手が打たれていたら、少年院に入らないで済んだ子供もあつたのではなからうか。したがって、現在の少年院に入つてくる少年を詳しく調べてみますと、少年院は初めてではあるが、非行は三回も四回も行なつてゐるという、いわゆる非行の度合いが相当深くなつた者が少年院に入つておるのが実情のように思ひます。そこで、まず非行が一回、二回のうちに適切な手を打つていくことが、前提として必要ではなからうか。それから第二段階として、それはそれとして、現在入つてきております少年に対する教育のしかたの問題でございす。それには現在の少年院の施設とか建物とか、そゝういふものは、はたして少年院の教官と収容少年との間にあたたい人間関係なコミュニケーションがつくられるような環境にない、欠けてゐるところがあるのではなからうか。まず、その辺の環境の整備をやつて、教官と収容少年との間にあたたい人間關係ができて、その上に必要な知識あるいは技能を教え込むと、ほんとうにこれは少年の血となり肉となつていく。そゝうすれば、これは少年院を出た際に、従来以上にこの少年が再び社会を動いていくことができるのではないかと思ひます。そゝういふ点のまず手当てが必要であらう。

それからさらに、少年院は現在どういふことをやつてゐるのだ、こゝういふ実情にあるかといふことについて、いまより以上に社会一般の人たちの

御理解と認識を得るための方途を、私のほうとしてはもつと活発に行ないまして、そして少年院の出身というのについて理解のある態度をとり得るような対策を私のほうとしても講じていきたい、基本的にはそのように考えております。

○伊藤(勉)委員 理屈ではそうなんです、考えていく。これはいままでの委員会の記録を見ましても、そのように答弁なさっております。具体的には、地方の自治体または国において、たとえ一元化ができないとしたとしても、よく連携をとって、とにかくそれがこのようにやってくるようになったという一つのものが積極的に出るようにやっていたらいいと思うのです。そしてまた私が思いますのは、社会へ復帰する場合に、どうしてもそのまゝいくというのは、ほんとうに本人らまた受ける側も抵抗を感ずると思う。そこで、もう一步社会復帰をさせる前の少年院といいますが、または職業の訓練所といいますが、いろいろな技術面の教育といいますが、いわゆる社会復帰少年院ですか、これは名前は不適当でありますけれども、そのようなものをつくったらいいのではないかと、こういうような考えも専門家にあると思うのです。この点について大臣の御所見を伺っておきます。

○田中(国務大臣) 貴重な御意見と拝察をいたします。社会復帰の準備をする機関を必要とするのではないかと御所見と存じます。この点については、十分積極的にひとつ検討をしてみたいと思っております。

○伊藤(勉)委員 特に青少年の問題につきましては、犯罪を犯す者を取り締まるより、それ以前の問題、いわゆる現在の社会の環境、これが非常に大事であるといわれております。それがなかなか整備されないわけですが、そういう点について、犯罪の温床になるような、またはそういう一つの環境を整備する何かを、ここで国のほうから打たなければいけないのではないかと、その点の具体的な構想を伺っておきたいと思っております。

○勝尾政府委員 御指摘のとおりでございます。て、かりに私のほうの少年院だけが幾ら力を入れても、この問題は解決しない問題でございます。結局非行青少年対策というのには、いかなれば国民運動といった層の広い一貫したものでなければ効果はあがらないと思うのでございます。私のささやかなる経験でございますが、外国の非行青少年対策で効果をあげております国の実情を見てまいりますと、単にいわゆる取り締まり機関だけではなくて、赤十字あるいは母の会、いろいろな社会一般地域の団体が協力してやっていると、そのようにながまがまが必要であらうかと思っております。

○伊藤(勉)委員 最後は大臣に。いずれにいたしましても、先ほどからたびたび申し上げますように、青少年の問題については熱を入れて、しかもまた、日本の国の繁栄には、次の時代をなす青少年が非常に大事なのでありますから、国のあたにかい愛情のある施策を強力に推進して、そして今後こういう犯罪や、また非行青少年がたぐさん多くてしようがない、このような状況になつてはいけません。その点の大臣の積極的な姿勢を最後に承りたいと思っております。

○田中(国務大臣) 十分心して、最善を尽くしてまいります。

○岡谷委員長 山内(大臣)。

○山内(委員) 先ほど各委員の質問をお聞きしておりましたが、共通して言える点は、守れる法をつくれ、こういうことに尽きるような印象を受けただけであります。法の番人である法務省の方々に、法を曲げろとか、そういうことは私はもちろん申し上げない。けれども、法を守るにあつてに厳格過ぎて、どんどん日進月歩する世の中に沿わないような措置というものは、これは改めなければならぬ。その点については大臣からまことな御答弁が来ましたので、私、感心して聞いておりました。やはり法を守る人と、行政長官の大臣の立場は違ふのですから、大いにその点お願いしたい。

い。特に先ほど大出委員が申されました、終戦後のあゝいう混乱の中で、いろいろな事情があつたにしても、密入国された、それから結婚して、子供があつて、りっぱな日本の国民として仕事もやり、税金も納めてゐるにもかかわらず、密入国の事実がわかつて、それが収容所に何年もおさまつたままでおる、これははなはだ私は心外なケースだと思つてゐる。先ほど大臣最後には言われたとおり、死刑に値する極悪犯人であつても、十五年もたてば、それが何ら悪いことをしないで善良な国民であれば、もうその罪は問わないで善良な国民で密入国が、あゝいっただけの秩序の守れない時代に行なわれたことに對して、いまでも拘束を受けておるといふ事実は、これはもう見逃せないと思つてゐる。これは御答弁要りませんから、ひとつまともに御解決をいただきたい、こういうふうに思ひます。

時間もありませんので、簡潔にお尋ねいたします。ただいまの再度山少年院の廃止と、今度栃木にできる一つの少年院、これは、法案を読みました、どうもこれだけでは受け取れないんです。というの、こういう施設がほとんど増強を必要とするときに、これはたしか三十七年に法務省でおつくりになつて、まだ五年もたつておらない。そして、山の中腹であり、水が不足だという理由は申し述べられておりますけれども、もうそのときにかつていなければならぬ。しかも、神戸から栃木に今度は新設するんですから、距離的に見ても、これは二つの因果関係といふものは考えられない。その点で、どういふお考えでこういうことになつたのか。この最初の三十七年にこれを運ばれたときに欠けるところがなかつたのか、その点をちょっとお伺いしたい。

○勝尾政府委員 神戸の再度山の少年院を新設いたしましたとき、当時大阪の管内の非行少年がふえておりましたので、やむを得ずつくつたのでございまして、ただいまのような状況で、施設の運営が困難になりましたので、そこでそのかわりの施設を、全国的にバランスをとつて見合う施設をつくる必要があるということで、栃木にその候補地を物色して入手することができたわけでありま

す。

○山内(委員) それだけでは了解できないと言つてゐるんです。栃木と神戸と距離があつて、因果関係はないでしよう。しかも廃止されようとする再度山の少年院は、今度は学校に使うというんですから、少年院として全然使ひものにならぬものを学校に使うということになれば、とても得心がいきません。もう少し詳しい説明をひとつ。

○勝尾政府委員 少年院には別に地域的な管轄をいつたものはございせんので、全国的に収容を配分しております。

それから、学校にあつてを使うという詳細につきましては、神戸市のほうの計画によりまして一種の練成道場でございます。結局、少年院のうちに三百六十五日少年を絶えず収容して教育をしていくというのとは少しく違つた運営の学校のように承知いたしております。

○山内(委員) この議論は議論倒れになりますからやめなければと、大臣、なぜこういうことを心配しているかといふと、実は前に、川崎のあの収容所をつくるときの行政財産の処分について、この委員会が問題になりました。この財産の扱いというものが、失礼ですが、非常にお粗末な扱いをしておられる、軽視しておられる、そういう印象を私は深くしておるわけです。そういう意味で、この少年院も、三十七年に新設して、そしてまた、予算が幾らかつたかわかりませんが、栃木に求める。しかし、神戸地方だつて決して少年犯罪が少なくなつてゐることはないと思ふ。統計上要求なくなつたといふ自信があるならば示していただいてもいいのですが、おそらく常識判断で、このかいわいが、ふえこそすれ減つていないと思ふ。また再び、今度はその近所に新設が要請される。そうしますと、せっかく前に財産をつくつたやつをまたつくらなければならぬ。そういうことのためにちよつと確認しておくわけですか。

○勝尾政府委員 再度山の学園の敷地は神戸市の

所有でございまして、それを借料を払って借りていたものでございまして。

それからなお、大阪地方の少年院でございまして、東京に比較いたしますと、やはり少年犯罪の数は少のうございまして。特に最近、中等少年院に入れるべき年齢層の犯罪少年が増加いたしていること、少年の年齢層その他において全国的にバランスをとって木連川に少年院を求めることにしたのであります。

○山内委員 そのことはそれくらいにして、聞きとどめておきましょう。

今度、入国管理事務所の出張所が六カ所新設することになります、この出張所の職員の配置はどういうふうに計画されておりますか。

○中川(進)政府委員 私ども、新しい事務所でございますから、できればそれだけ新しい人をもらいたいと思つて要求いたしました、予算で増員が認められませんでしたので、やむを得ず大村から人を持ってきた埋めるつもりでおります。

○山内委員 その努力はわかりますけれども、できた場合、一休職員を何名ずつ置くつもりなんです。あるいはまた、ほかにもたくさん、六十カ所も出張所があるわけですから、それとの見合いでどれくらい配置になりますか。

○中川(進)政府委員 各港二名ずつ配るつもりでございます。

○山内委員 そういう御回答があると、はたしてこの入管の事務所の仕事を出張所という肩書きを持って——これは国民が出入りするところなんです、二人で足りるとお考えですか。どういふ勤務をするか知りませんが、二人では休暇もとれない、休みもとれない。そういう意味で、無理にこういう出張所をつくつても、人員配置が適当でない、これは開店休業になりますよ。そういう点はどうですか。

○中川(進)政府委員 御指摘の点は、確かにおっしゃるとおりでございますが、いかにせん、国家財政の現状から考えまして、二人でやっておるところは現在もかなりございまして、とにかく大過

なくやつておるわけでございます。

○山内委員 法務省の人員については、ここでも地方法務局の人の問題なんかいろいろ出てるわけですね。大村収容所から回すといつても、六カ所といへば、二人ずつで十二名ですね。現在何名おつてそれだけの過剰員を持っておるか、過剰員という悪い言葉もありませんか。

○中川(進)政府委員 現在、大村には百二十名います。

○山内委員 そうしますと、一割の人員をこつちにやる。これは必要なものは人員もつと置かなければいかぬ。こういう施設をしても何にも機能の發揮できないようなことは、私おかしと思うんですよ。大臣、どうですか。

○田中(清)政府委員 これは私の責任でございまして、人員の増加がなかなかうまくまいりません。そこで、やむを得ず他庁から出張を命じて仕事をさせる。ところによりましては、一人でやつておるところもございまして。こういう事情でございまして、不十分ではあります、二名配置をいたしまして、万全を尽くしてやっています。将来の人員の配置を考慮いたしまして増員を求めまして、これに充足してまいりたいと思つております。

○山内委員 そういう御回答よりいふ段階では出ないだろうと思つておられますけれども、そういう点では、必要なものは置かなければいかぬと思つておられます。

はしよつてお伺いしますが、私どもも内閣委員会にいろいろかけられます設置法の提案のしかたで、いろいろ考へておる点があるわけですね。村が町になった場合に、これも一々内閣の承認を得ておるわけですね。事務の簡素化というか、能率をあげるために、自治省がすでに告示をされて、村を町にした場合には、自動的にこういう法令も改まるような簡単な方法が講じられないものでないか。これは行管の仕事かもしれないけれども、ちよつとお尋ねします。

○川島(一)政府委員 村が町になった、あるいは名称が変わつたというような簡単な事柄のために

一々法律を改正しなければならぬということ、は、仰せのとおり非常に煩瑣なことではございまして。したがうして、これを何か一括して、当然に変えられるという方法がございまして、一番都合がよいわけではございますが、いろいろな法律がございまして、それにいろいろな町名が関連してまいりますので、いままですべて各別に改正をするという方式をとつておりますので、今回その例になつたわけではございまして。

○山内委員 これは私のほうでも行管とも相談して、何か便法がないか——たとえば、いまお出しになつておる法案の中で、熊本県の錦村というのを錦町に改めた。この告示は四十年の三月三十一日に出ている。いま四十二年ですから、前の国会のその前の国会で法案を、それほど神経を使つてお考えになるならば、出さなければならなかつた。これは二年間もそのままにして、何ら支障なしに実施は行なわれているのでしよう。どうしてこれはおくれたんですか。

○川島(一)政府委員 実は昨年の国会は、実質的に改正していただくような点がございまして、たので、単なる整理だけはその次の機会にでもよからうということ、で、見送つたのでございまして。

○山内委員 時間がないので終わります。

○開谷委員長 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

○開谷委員長 ただいま委員長の手元に、細田吉蔵君外三名より本案に対する修正案が提出されております。

法務省設置法の一部を改正する法律案に対する修正案

法務省設置法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則 この法律は、公布の日から施行する。

○開谷委員長 提出者より趣旨の説明を求めます。細田吉蔵君。

○細田委員 ただいま議題となりました法務省設置法の一部を改正する法律案に対する修正案につきまして、提案者を代表してその趣旨を御説明申し上げます。

案文は、お手元に配付してありますので、朗読は省略し、その要旨を申し上げますと、原案中「昭和四十二年六月一日」として施行期日については、すでにその日を経過しておりますので、これを「公布の日」に改めようとするものであります。よろしく御賛成くださるようお願いいたします。

○開谷委員長 これより原案及び修正案を一括して討論に付するものであります、討論の通告もありませんので、直ちに採決に入ります。

まず、細田吉蔵君外三名提出の修正案について採決いたします。

〔賛成者起立〕

○開谷委員長 起立総員。よつて、本修正案は可決いたしました。

次に、ただいまの修正部分を除いて、原案について採決いたします。

〔賛成者起立〕

○開谷委員長 起立総員。よつて、修正部分を除いては原案のとおり可決いたしました。

これにて法務省設置法の一部を改正する法律案は修正議決すべきものと決しました。

○開谷委員長 なお、ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○開谷委員長 御異議なしと認めます。よつて、

そのように決しました。

「報告書は附録に掲載」

○關谷委員長 大蔵省設置法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑に入ります。

○受田委員 質疑の申し出がありますので、これを許します。受田新吉君。

○受田委員 ちよつと大臣に質問いたします。

あなたのお役所の改正案を拝見しますと、今度業務の担当を各局間で相当融通しておられるわけですね。所管が移動しておられるわけですね。この所管の移動によって理財局の所掌事務が国際金融局に移ったり、その他金に関する事務をこの国際金融局に統一をしたりということによって、役所間の事務量のバランスの点に支障はないわけですか。

○龜徳政府委員 お答え申し上げます。

現在、この事務の移管によりまして、むしろ事務がある程度、かつて所掌いたしました事項が非常に縮小したということ、整理するということだけでございまして、そのために局間で事務の支障があるとか大きな人の移動があるということは、さしてございせん。

○受田委員 一例として、賠償事務を国際金融局に移管することで理財局の仕事はそれだけ減りますね。

○龜徳政府委員 従来賠償関係の仕事は理財局の外債課というところが所掌いたしておりましたのですが、相当賠償業務が終りましたので、すでにその事務は総務課に移してございまして、なお、その事務をほとんど終了したということ、無償経済協力その他を主として所掌しております国際金融局とあわせて事務を処理してもらったほうが都合かということ、就合いたすわけでございます。ほとんど事務の支障はございせん。

○受田委員 そこに配置された職員はどういうかっこうになりますか。

○龜徳政府委員 この関係で理財局から国際金融

局へ移す人間はございせん。

○受田委員 人的な移動はない。そうすると、いまの賠償業務というのは、担当する職員はどれくらいおったわけですか。

○龜徳政府委員 先ほど申し上げましたように、すでに外債課を整備いたしました総務課のほうに形式的に移しておりましただけで、すでに賠償業務の事務が実質的には終了いたしておりましたので、特に専任しておる者はないという形になっております。

なお、ちよつと国際金融局長も参りましたので……。

○柏木政府委員 賠償の事務は御案内のように大体済んでおります。フィリピン等大きい協定は三つございまして、だいたい前に済みまして、現在賠償の經理の事務は外務省にありまして、事務の量といたしましては非常に減っております。

それから賠償以外の海外負債といいますが、このほうの仕事も残つてはありますが、ごくわずかでありまして、年に数件を処理しておる状況でございまして。

○受田委員 フィリピンの後半の処理の分が残つておりますね、それも簡単に片づく。これは外務省に移管したのですか。

○柏木政府委員 協定というか、賠償の内容を打ち合わせる問題が残っております。

それから賠償を実施いたします経理上の問題もございまして、經理のほうの問題は外務省に委任しております。

それから賠償の中身をきめてまいります問題につきましては、各省間で常時協議を進めておりますが、これにつきましては、事務の量といたしましてはさほどの量ではございせん。

○受田委員 そうすると、実質的には大蔵省の賠償業務というものは消滅した。実質的には任務は完了したようなかっこうになるわけですか。

○柏木政府委員 実質的というか、仕事の量からいいますと、ほとんど終つたようなものでございまして。

○受田委員 今度の改正案の中で、ここに一応理財局の業務というものをから賠償業務というものをはずして、国際金融局へ移動しておる、こういうかっこうが取られておる。しかし、それはもう全く形式的なものであるということですね。

○柏木政府委員 形式的と申しますが、責任の所在という意味から申しますと、やはり賠償の実施につきましては、やはり分掌規程上の改正が必要かと存じます。

○受田委員 残務整理のようなかっこうで規定を設けた、こう了解していいですね。

○柏木政府委員 残務の処理をする責任を書いたということでございます。

○受田委員 いかに大きな書きぶりがある。改正のポイントの一つに入れて、さう大事な仕事の所管がえをするような印象を与えておるものですか……。

わかりました。そこで私、きょうは質問のポイントを押え、金融局の業務の中に金に関する件を一元化しようというねらいがあるようにございまして、それに就いてお尋ねをしたいと思つております。いま日本は、金はどれだけ保有しているわけですか。

○柏木政府委員 金額にいたしますと約三億三千万ドルになります。

○受田委員 トン数にしてどのくらいあるのですか。

○柏木政府委員 約三百トン強であります。

○受田委員 金は三億ドル、三百トン程度で、日本の大蔵省が外国との間における信用を維持することが可能であるかどうか。金の準備率というものを國際的にどこへ水準を置いて、日本は現在のところ適当であるという基準を持っておられるか。現在のものが適当であるという一応の政府自身の自信がある保有であるかどうか。この二つの点についてお答え願います。

○柏木政府委員 この問題は、あるいは大臣からお答えすべき問題かもしれませんが、私も少しお答えは、二十億ドルの外貨準備のうち金が約

三億三千万ドルでありまして、これは西歐各国に比べますと少ないことは事実であります。日本は外貨準備の現状、日本の外貨の運用状況から申しまして、これで適当であるという判断をいたしております。金の保有が少くない問題につきましては、かねがね政府の考え方として、外貨準備がふえるに従つて金の保有をふやしてまいりたい。三億三千という数字は外貨準備の現状におきまして適当であるという判断であります。

○受田委員 金には、政府自身の保有の対策の中にも、いろいろと医学的な必要性その他の金の準備というものが要るわけですが、金は日本の現時点における使用量から見ても、外国からどのくらい毎年買い込んでおるのか、今後買い込もうとしておるのか、お答え願いたいのです。

○柏木政府委員 いま金に対する需要であります。これは従来外国から全然輸入しておりませんが、国内産金のうち、政府買い上げ分以外の分を全部産業用の金に充てておりますが、その数量は十四、五トンと存じます。ところが、金に対する需要がかなり多いということ、勘案いたしまして、四十二年度予算におきましては、十トン程度を政府の予算において輸入してこれを産業用金に回すということを決意いたしました。先般御審議いただきました四十二年度予算におきまして貴金屬特別会計に十トンの金を輸入する予算を計上いたしております。したがって、今般予算の成立に伴いまして、金を外国からすみやかに輸入して国内の産業用金の需要に対応いたしたい、さううに考えております。

○受田委員 どれだけのものを買おうとしておるわけですか。

○柏木政府委員 本年度十トンであります。

○受田委員 さらに年次計画的なものを示してもらいたい。

○柏木政府委員 産業用金の需要に見合せて、国内産金の状況とにらみ合せて、必要なものを外国から輸入していきたいと考えておりますので、別に年次計画を設けて輸入するという考えでござ

いまして、むしろ年々の必要なるものを予算に計上して輸入していきたい、さように考えております。

○受田委員 この金の対外決済準備としての重要性にかんがみて、ここに金の事務を国際金融局に一元化させるという一つのねらいがこの改正要旨を見るときありますね。そうすると、対外決済準備として十トン程度で間に合うわけですか。

○柏木政府委員 ただいま御説明いたしましたように、産業用というが、通貨準備用の金ではなくて産業用の金、つまり金製品、入れ歯とかそういうふうな需要に対応するための金として十トン輸入するということになります。それから通貨準備の金をふやすという問題は一応別でございまして、その問題につきましては、先ほど申し上げましたように、二十億の外貨準備が今後ふえる場合に、そのふえた外貨準備のうちの幾ばくを金に回すかということについては、あらためて検討したいと思っております。

○受田委員 この外貨準備で金をどれだけ用意すればよいのか、大臣、あなたの方では、いまの国際間のバランスの上あるいは対外決済準備という立場から、現時点における産業用の金とか医学用の金とかいうものと別の意味の外貨の対外決済の準備のための金というものを、あなた御自身は何か考えところがあるのではないのでしょうか。いまの二十億の中にどれだけ占めるかということについてもひとつ……

○水田国務大臣 外国における保有外貨の中に占める金の比率というものは、各国とも日本より相当多いのですが、実際問題としては、金を決済手段として使用するということは現実にはほとんどない、その必要がないということでございますので、これがどれだけなければならぬかということは簡単に基準がございませぬ。日本の場合は、保有外貨がふえるにつれて金の割合をふやしていくということはやりたいということで、少しづつ金をふやしてはおります。しかし、実際におきましては、これは金の形でなくて運用するほう

が、現に日本の信用の上におきまして、また外貨を、これは金利のつく運営のしかたをすればそれだけ外貨が入ってくるわけでございますので、金にしないで、ほかの運営のしかたのほうが実益があつたというふうな点から、金をふやすということをやつてきませんでした。それが、それで現実に別に支障があつたわけではございません。

○受田委員 産業用の、あるいは医学用の金を密輸入をしている傾向があるわけなんです。これは大蔵省としては一体どのくらいの量に見積もっておられるか、延べ棒としてかかってくるやつです。

○細見説明員 正確な数字がわからないところが密輸入の密輸たるゆえんでございしますが、つかまりますのがおよそ五トン程度でございします。

○受田委員 これは相当のものです。いま十トンを輸入するというお話が出たのですが、その半分は密輸入じゃないですか、いかがですか。

○柏木政府委員 密輸はもちろん好ましくないことでありまして、そういう密輸の多いという事情を勘案いたしまして、今般政府として、政府が金を輸入する方針を立てて実行しようというわけなんです。十トンの金で間に合うかどうかという点につきましては、もしそれで需要を十分まかない切れない場合には、さらに金の輸入をふやしてもよろしいかと存じます。

○受田委員 いま政府が計画しておられる輸入量十トンの半分は密輸入ということなんです。それを計算に……

〔田中国務大臣「それ以外に……」と呼ぶ〕

○關谷委員 私語をしないで速記がとれるように一問一答してください。

○受田委員 それでは私ここで明らかにしておきたいのですが、密輸入を見越してしまふで外国からの産業用、医学用の金というものの輸入を差し控えておつたということにもなるわけです。そうですね。それを明らかにしていただきたい。

○柏木政府委員 密輸があることも事実でござい

まして、また密輸がふえてきておるといふことも、税関のほうの数字からも出てまいりまして、そういうことを勘案いたしまして、昨年の暮れに政府として金を輸入する方針を打ち立てたわけでございます。したがって、これから成規のルートで——成規の配給ルートと申しますか、そういうルートに乗る金がふえてまいりますれば、それだけ密輸の需要の減るのではないかと、さうに考えております。

○受田委員 外国の金の価格と国内の金の価格とに相違があるからこちらへ流れてくるわけですか。密輸が成り立つわけですか。密輸した金は日本政府が没収しておるのかどうか伺いたい。

○細見説明員 見つかりましたものは全部没収いたしております。で、これを引き継ぎまして、成規のルートに回しておるわけでございます。

○受田委員 そうすると密輸は日本の金政策に非常に貢献しているということになりますね。いかがですか。

○細見説明員 およそ法律を破るものが国益に貢献しているというわけにはまいらぬと思ひますが、そういうものが実上の需要をある程度満たしておつた面もあると思ひます。いま申し上げましたのは、つかまえたものでございします。で、それが密輸として貢献しておつたということではないと思ひます。

○受田委員 密輸し、つかまえた者から没収した金の量はどれだけあるかお示しを願ひたい。

○細見説明員 それが先ほど申し上げました五トン程度というわけでございます。

○受田委員 その五トンというのは相当な貢献度です。それだから決して貢献度が薄いなどという解釈は成り立たぬわけです。要するに、密輸して没収した金は日本の産業用金として貢献をしてゐる。むしろことをかえて言うならば、それを放置して、そうして没収して、金の需要を満たしてきた。そこに大蔵省の金政策はあつたと思ひます。これはずいぶん考え方ですね。それで、ここで金に対する事務を国際金融局に一元化してやろ

うということになつてきたわけでございますが、私はこの密輸を当て込んだ部門が大蔵省の金政策の中にあつたような印象を受けることは、はなはだ残念に思ひます。今後堂々と正規のルートでその必要量を日本へ持つて来て、金の価格も、密輸で流される価格で高いものを国民はつかまされておるわけでありまして、それを正常な価格で需要者の要求を満たしていくという形のものにして、この機会に思い切つてあなたの方のほうで密輸撲滅の対策を考えてもらひたい。大臣、よろしくございしますね。

そこで次に、この法案に直接関係しない問題でありますけれども、私非常にいま懸念している問題があるのです。それは銀行局の所管事項です。相互銀行法という法律が昭和二十六年にできて、国民大衆のための金融として貢献をしてわけです。ところが、この相互銀行は、頼母子、無尽から始まつて、相互銀行という、普通銀行に対応する銀行ができたわけでございますが、この相互銀行の預金は掛け金を対象とする例の頼母子掛けの變形したものと、普通預金、積み立て預金というものでございましておるわけですが、大衆から扱い上げた庶民の金を大企業に大量に融資しているという現実があるかないか。相互銀行法の適用を受ける銀行がやつてゐる融資の対象、大企業に大量に流れていないか、その数字があつたらお示し願ひたい。

○澄田政府委員 いま御質問の、相互銀行の融資のうちで大企業に回つてゐるものがどのくらいあるかというお尋ねでございますが、大企業と申しますとその範囲が問題になるわけでございます。御承知のとおり相互銀行は主たる業務として中小企業金融を営む、こういうことで運営され、また指導もしてゐるところでございます。そこで、相互銀行の取引先のうちで中小企業以外のものという数字で把握いたしております。そういういたしますと、これは結局中小企業基本法の中小企業ということになりまして、鉱工業とか運送業とか、一般のそういうした場合につきましては資本金

五千万円以下あるいは従業員三百人以下ということになります。ただ商業やサービス業の場合は、それぞれ一千万円以下と五十人以下ということになっておりますが、そういう中小企業の割合でどのくらいかということでは数字を把握いたしてあります。中小企業も経済の成長に伴って同じ企業がだんだん規模が大きくなってくる、中小企業を卒業していわゆる中堅企業に入ってくるというようなこともありまして、そういう場合には従前の取引関係が続いている、こういうふうなこともあります。中小企業以外のものがどのくらいかという点につきましては、昭和四十二年三月末の比率で申し上げますと、総貸し出し量の一九〇程度が先ほど御説明申し上げました中小企業でないもの——大企業というわけにはいかないと思いますが、中小企業でないものに融資されている、こういう状況でございます。

○受田委員 あなたは全国の全部を総括した意味でいま御答弁になっていると思うのですが、特定の相互銀行の中に、相互銀行法第一条の、「国民大衆のために金融の円滑を図り、」という目的を逸脱して、国民大衆でなくして、特定の企業に融資しているという具体的な事例はないか。そのくらは監督官庁である大蔵省は御存じであると思うのです。特定の最も大企業に融資が大幅に回っている具体例があれば、監督して御存じだと思いますので、御説明願いたい。

○澄田政府委員 繰り返して申し上げますが、大企業ということではなしに、中小企業基本法にいう中小企業の定義外のものにどのくらい行っているか、その比率の高い相互銀行はないか、こういうお尋ねとしてお答え申し上げますと、先ほど私が申し上げましたのは全体の数字でございますので、若干の相互銀行におきまして比率の高いものはございます。

○受田委員 具体的に示していただきたい。

○澄田政府委員 ある高い数字をちょっと申し上げますと、特定の相互銀行で、私が先ほど一九〇と申し上げました数字が三九〇という程度の相互銀行がございまして、それは何という相互銀行ですか。公表するにはばからないと思っております。

○澄田政府委員 ただこれは特定銀行の例でございますが、そのほかにも若干これに近いようなものもございまして、その行名は一応差し控えていただきたいと思います。

○受田委員 大臣、相互銀行法の第一条にあるように、国民大衆のために金融の円滑をはかるためにこの相互銀行ができたのです。頼母子講がかりを付けたわけなんです。庶民の金融機関なんです。庶民から零細な資金を獲得して、それを四〇〇も目的の中小企業以外のものに融資しておるというふうなことがあったのでは、相互銀行法第一条の目的を逸脱すると私は思う。大臣どうでしょう。

○水田国務大臣 いわゆる中小企業の金融機関の実情を見ますと、当初はそういう目的で出発したとしても、資金量が非常に多くなったということ、それからまたいま銀行局長が言いましたように、当初は対象が中小企業であったものが成長して中堅企業になっておる。それと引き続き取引しておるという形になりますと、中小企業以外への貸し出し比率が多くなるというふうな問題もいろいろ最近の経済の変化に応じて出てまいりましたので、これらの問題を今後どういうふうに調整するかというふうなことを一括して、いま金融制度調査会にこの問題をかけてあります。特に中小企業の金融機関を中心として今後どういう金融行政をやるべきかという制度の問題まで含めていま諮問しているところでございまして、この結論が一応ことしの秋ごろにつくという予定になっております。

○受田委員 相互銀行法をつくって、それを管理監督する地位にある役所である大蔵省が——相互銀行が普通銀行並みになってきている、外国為替業務だけやっておる程度で、あとは同じものをやっている。これでは何のために相互銀行という

庶民金融機関をつくったか意味がなくなってくると思うのです。もう普通銀行並み、少なくとも地方銀行並みにはみななって、全国に支店などを設けている相互銀行がいまあると思うのですが、これは都市銀行に近いところまで規模を高めてきている。これは相互銀行本来の目的を私は逸脱していると思う。それを今日、特別の審議会にかけてどう調整するかを御相談されませんか、しかもそれは秋ごろ結論を得てというふうなお考えでは、これは歴代の大蔵行政というものに非常に大きな欠陥がある。庶民の金をかき集めて、利用するほうは特定の企業にこれを使得おる。資金をばらばらした庶民の血汗の金を、庶民にこれを利用させるといふ本来の任務を逸脱している。大蔵省はもと大衆の預金の活用面を、大衆に還元するという基本的な考え方を持たないと、病膏肓に入ってから審議会に持っていく、それでいま御相談しておるということは、大臣としては職務怠慢だと思うのです。

○水田国務大臣 私はそう思いません。そういう変化が金融機関の中に出てきておるのが実態だとしますと、本来の目的を逸脱したと見るべきか。本来の目的を貫くためには、さらに金融制度の金融機関のあり方がどういう方向に向かわなければならぬ、そういうものができれば、もとわれわれが予期したような本来の目的を達成することができるといふことにもなると思っておりますので、これらの問題をこれから解決していくのがこの次からの問題だ、私はそういうふうに考えております。

ですから、もう普通銀行と同じになったものに特に中小企業金融というふうな特別の任務を負わせるのか。そういうものではなくて、次のない手をはんとしに合理的につくっていくのがいいのか。そうでなければ、一般銀行においても大企業にも金が貸せるようになっていまして、中小企業も一定の比率で金融をやっているというふうな、普通銀行においても中小企業への金融は円滑にやっている方法もございまして、そうしますと、信用金庫とか信用組合とか相互銀行とか、一般銀行の、特に中小企業の金融を見るものとか、政府関係の三機関、こういうふうなものがあり方をここで総合的に研究して、本来の中小企業に対する金融をどう合理的に円滑に果たさせるかということが、私は私どもに課せられたこれからの課題だというふうに考えております。

○澄田政府委員 ちょっと補足して御説明申し上げます。

ただいま大臣から相互銀行の行なっている金融の実態が変わってきたということでございますが、一つの例で御説明申し上げますと、先ほど御質問にありましたように、元来無尽会社から相互銀行という制度に変わりました。そのときの資金の吸収の方法としては、無尽の掛け金、相互掛け金という形で資金を吸収しておりました。おっしゃるとおり、それは零細の資金を集める形として、日本古来の金融の形として行なわれておりました。その資金の割合が、相互銀行を発足いたしました二十七年の三月には、相互銀行の全体の集める資金のうち七〇〇を占めておりました。七〇〇というふうな割合でございます。それが四十一一年の三月には八・一〇に落ちておるわけでございます。相互銀行が貸し出し面で御指摘のようないことがあるのは事実でございますが、それは別に、資金吸収の面で取引の実態が変わってまいりました。相互掛け金というふうなものが非常にウエートが減ってきているということでございます。

この傾向は、言ってみれば、経済の自然の勢いというふうなものでございまして、大臣から申しましたように、これからの金融としてどういうふうにあるのがいいのか、相互銀行はどういうふうな地位をこれから金融で占めるべきか、中小金融はどうあるべきかというふうなことを、現状を前提として発展的に考えていく、こういうことであらうかと存ずるわけでございます。

○受田委員 相互掛け金制度というものが主軸であったことは間違いない。一般の預金というものがふえて、相互掛け金の預金のほうが減ってきた。しかし一般掛け金も庶民の金です。これは間

違いない。国民大衆の資金です。したがって、相互銀行発足の目的、相互銀行法第一条の目的にかなうように——普通銀行は銀行法という法律で規制されておる。相互銀行という獨特の庶民金融機関をつくつた以上は、庶民金融機関らしい立場にはつきり置いておかなければいかぬ。一人前の普通の従来の銀行と同じようになつてくるとさせるのは、相互銀行法の法の精神じゃないということをお大臣は十分この機会に頭に入れていただいて、庶民の金融機関としてせつかく十五年間の歴史を持ったこの相互銀行を本来の姿に復元させる努力をしてほしい、これを一言申し上げます。

いま一つだけで私の質問を終わります。いま生命保険会社という相互組織が、その保険料で徴収した金の三分の一程度を株式投資に回している。したがって、機関投資家としてはこれはなかなか力のあるものになるわけだ。いまごろ特定の企業は、安定株主工作というものをやつて、安定した株主をつくつて、企業を安定させたいという気持ちがあるようだけれども、生命保険会社が株式を保有するということはあまり歓迎すべきことじゃないと思うのです。それをある時期になると大量に放出して、株式市場を操作する力を持つてくると思う。それからもう一つ、これに伴うて、共同証券や保有組合というのが、株価の安定をはかるために、保有している株式をこれにまた放出する。生命保険のような機関投資家が放出する、保有組合、共同証券みたいなものが放出するということになれば、株価操作をこれらの機関がやりつぱにやつてのけるということになつてくる。正常な株価安定工作はどうなるか。一つの大きな力がここに働く。大蔵省はこれをこのまま認めて今後進めていくか。特に今度、証券の信用取引制度を改正して、六カ月の長期的な取引を乗りかえ料なしに継続せしめるような制度を考えておられるようですが、それが実際にやられるのかどうか、あわせて、株式市場というものの株価安定工作に対する、いま私が指摘した問題にどうぞ明快な御答弁を与えていただきたい。

○澄田政府委員 私のはりから、生命保険会社の株式の保有の状況についてまず御説明申し上げます。

御承知のとおり、生命保険会社は契約者から預託されました長期の資金を、安全、確実かつ有利、そういう目的で運用するのが第一の目的でございます。お示しのような機関投資家として安定株主の役割を果たすということは、いわば副次的な作用でございます。最近、そういう作用に着目してのいろいろの議論もあるわけでございますが、生命保険会社としては、運用対象としてどういふふう運用するかということをおくまで第一の目的といたしております。四十一年は、金融情勢から申しまして、一般に資金需要は低調でありました。そういうこともありまして、一般の貸し出しがそう伸びなかった。その反面、資金運用としては株式投資がふえたことは事実でございます。四十一年度の売買の実績で申し上げますと、生命保険会社の新規の株式の取得額というのは二千六百十億円、こういうような数字になっております。ただ、これが大量に放出して株価工作に用いられるというような点につきましては、これだけ生命保険会社の株式の新規取得がふえたのでございまして、これに比へますと売却額は非常に少ない。四十一年全部で六百十億、こういうようなことでございまして、株式取得額は四十一年は非常にふえましたが、売却の状況等から見まして、この保有株式を操作して市場工作を行なうというようなことは全然ない、こういうふう存じております。

○志場説明員 株式取引につきましては、できるだけ多数の需給が、しかもある程度モダレートな数量におさまして統合いたしまして、そこで円滑にして公正な価格形成と流通が行なわれるということが一番望ましいわけでございます。さようなわけで、近時、いわゆる機関投資家のシェアというものが大きくなつてまいりますというところは、さような点から申しまするとはたしていかなるようには評価すべきかどうか、問題だらうと思ひます。

けれども、しかしながら、ただいま銀行局長からお話のように、需要がある限りにおきまして、しかも大量の資金を株式投資に有利と考へて投資される場合におきまして、それを拒むわけにはまいりません。目下のところ、市場要因から申しますと、投資信託をはじめ売り要因があるところに対して、機関投資家が生命保険を中心とする大量の買い付けがあるということは、現在の株価水準の維持という点から申しますと、安定的に働いている面があるかと思ひます。

なお、将来におきましても、株主安定化工作との関連、ないしは根幹たる機関投資家が大量に放出いたしましたして、株価不安定あるいは乱高下を来たすといったようなおそれも、それぞれ個人の収益なり利回りに関係することでございますから、あまり心配するには及ばないと思ひますけれども、いずれにいたしましても、証券局といたしましては、できるだけ堅実な投資マインドに基づく個人株主というものが育成されまして、大きくモダレートな数量による需給が市場を中心に動かされるということが望ましいと考えております。

なお、お尋ねの信用取引の改善の問題でございますが、これは取引所におきまして目下検討中でございます。これは実は昨年の秋に行なわれました証券取引審議会の答申に基づく仮需給の制度の合理化という方針に沿つたものでございまして、現在の三カ月期限あるいは一カ月ごとの継続手数料の徴収というところは、非常に短期のいわば値動きを一つの投機要因とするところの投機的な取引の色彩を非常に強めるおそれがあるから、なるべくそれを長期的な安定的な投資仮需給にあらしめたいというところで、継続手数料の廃止その他の合理化の線が打ち出されておまして、その方向に沿つた改善案を検討中であるわけでありまして、私どものほうといたしましては、認可申請がありますれば認可するつもりでありますけれども、いま中間的にきめられておりますような、三カ月を六カ月に延長するしないは一カ月ごとの継続料を取ること

をやめるといふことにつきましては、証取審議会の答申の趣旨に沿うものと思ひまして、賛成いたしておるところであります。

○受田委員 終わります。

○関谷委員長 次会は、来たる十三日午前十時から理事会、十時十分から委員会を開会することといたします。

なお、午前十時十分ごろから、常任委員長室において委員懇談会を開会いたします。本日は、これにて散会いたします。

午後一時四十四分散会